

令和 7 年度版

清掃事業概要

(令和 6 年度実績)



浜松市環境部

目 次

第1章 市勢

1 市の概要	1
2 人口・世帯の推移	1

第2章 事業推進体制

1 組織体制	2
2 職種別人員配置	3
3 事務分掌	4

第3章 施設及び車両

1 施設配置図	6
2 施設一覧	
(1) 焼却工場	7
(2) 破碎施設	8
(3) 埋立処分場	9
(4) し尿処理施設	10
(5) 余熱利用施設	11
3 清掃関係車両	12

第4章 事業経費

1 清掃費の推移	
(1) 予算額	14
(2) 決算額	14
2 ごみ処理経費等の推移	15

第5章 ごみ・資源物の処理

1 概要	16
2 分別区分等	
(1) 地域別の収集方法	16
(2) ごみ処理状況	18
3 ごみ処理実績	
(1) ごみ・資源物排出量の推移	20
(2) 処理フロー別内訳	21
(3) 行政区分ごみ・資源物排出量	22
(4) 焼却施設搬入量内訳	22
(5) 破碎処理内訳	23
(6) 埋立処理内訳	23
(7) 発電状況の推移	24
(8) 大規模施設のエネルギー使用に伴うCO ₂ 排出量の推移	24

第6章 ごみ減量・環境美化

1 ごみ減量・リサイクル	
(1) 生ごみ減量の推進	25
(2) 資源物集団回収の推進	26
(3) 資源物拠点回収の取組	27
(4) ごみ減量教育の推進	30
(5) ごみ減量の啓発	31
(6) 事業系ごみの減量	35
(7) 終了したごみ減量・リサイクル事業	36
2 環境美化の推進	
(1) 環境美化推進員	38
(2) 路上死亡動物の処理	38
(3) 不当排出及び不法投棄の対策	39
(4) ごみ・資源物の持ち去り禁止	39
(5) 収集車火災の発生状況	39

第7章 し尿の処理

1 処理状況	
(1) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移	40
(2) 処理形態	40
(3) 収集状況	41
(4) 施設別処理状況	41
(5) 収集稼働状況	42

第8章 その他

1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	
(1) ごみ関係	43
(2) し尿・浄化槽汚泥関係	45
2 廃棄物再生利用業者一覧	46
3 一般財団法人浜松市清掃公社	
(1) 沿革、設立目的	47
(2) 組織の概要	47
4 産業廃棄物の処理	
(1) 概要	48
(2) 処理等状況	48
5 清掃事業のあゆみ	50

第9章 条例及び規則

1 条例	65
2 規則	72

第1章 市勢

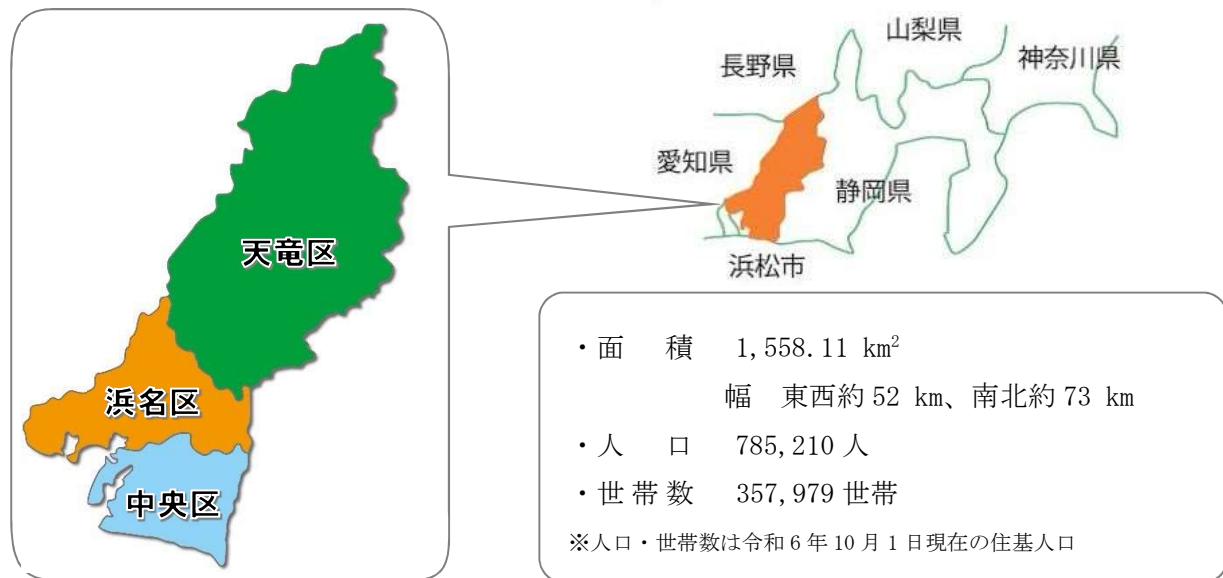
1 市の概要

浜松市は、静岡県の西部に位置し、南は遠州灘、北は赤石連峰を臨み、東は天竜川、西は浜名湖に面し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた土地柄です。

平成 17 年 7 月に、12 市町村合併により、人口が 80 万人を超える静岡県第 1 位となりました。平成 19 年 4 月には、全国で 16 番目となる政令指定都市へ移行し、7 つの行政区から構成されることとなりました。令和 6 年 1 月 1 日には 7 つの行政区から 3 つの行政区へと再編されています。

都市機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業がさかんな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林資源を擁する中山間地域があり、国土縮図型都市といわれています。

「やらまいか精神」と称される市民の旺盛なバイタリティと東京と大阪の二大経済圏の中間という地理的状況があいまって、戦後復興期から、高度経済成長期にかけて繊維・楽器・輸送用機器の「三大産業」を中心に工業都市として発展を遂げてきました。近年では次世代自動車や光・電子技術関連等の先端技術産業と時代に応じて数多くの企業が発展・集積しています。



2 人口・世帯の推移

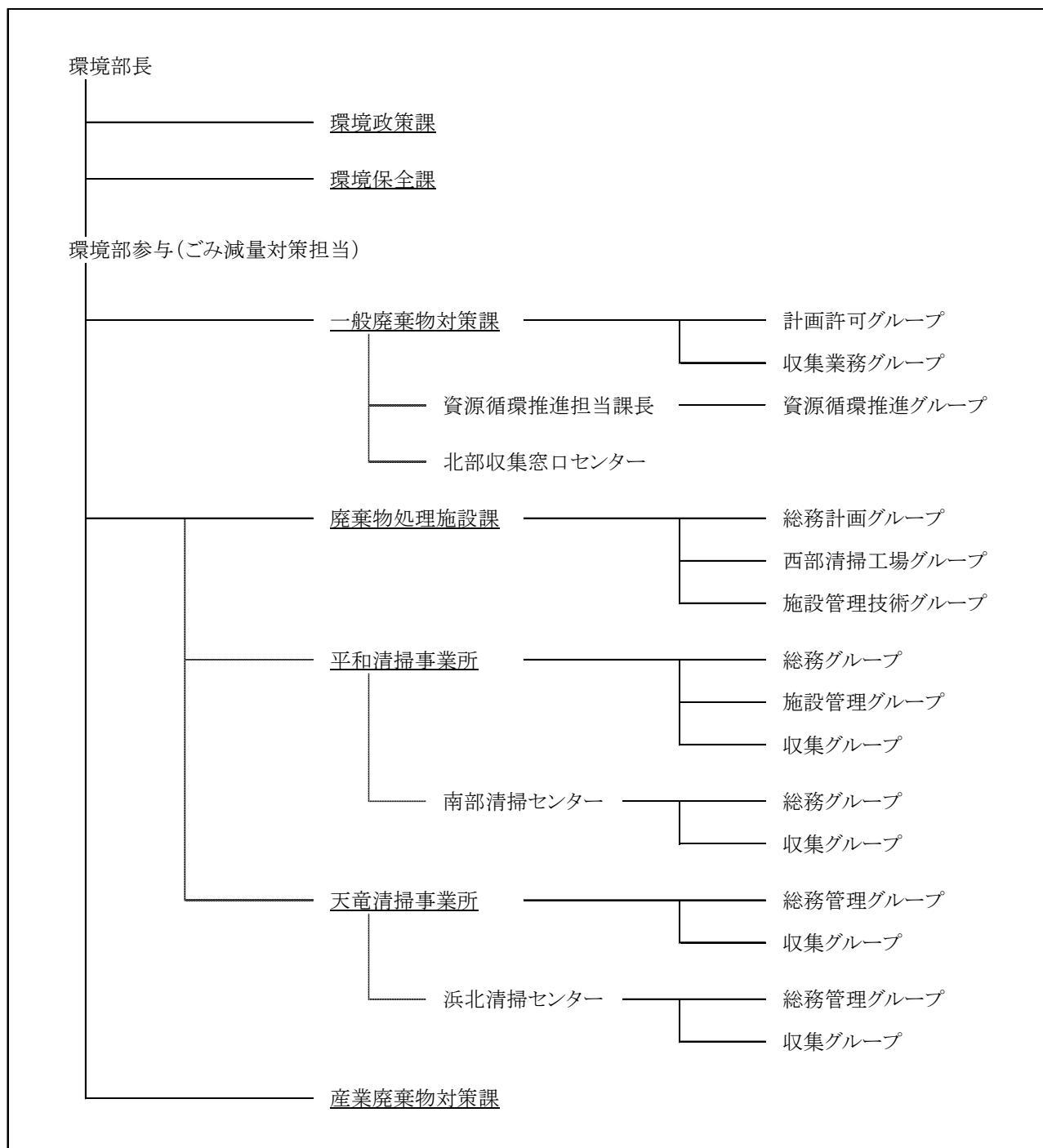
年度	推計人口			住民基本台帳登録人口		
	人口		世帯数	人口		世帯数
	総数	男		総数	男	
令和2年度	791,155人	393,046人	398,109人	319,900世帯	800,760人	399,008人
令和3年度	786,787人	390,839人	395,948人	323,669世帯	796,829人	396,947人
令和4年度	783,573人	389,368人	394,205人	327,354世帯	793,615人	395,476人
令和5年度	779,780人	387,694人	392,086人	330,814世帯	789,822人	393,802人
令和6年度	775,168人	385,503人	389,665人	333,996世帯	785,210人	391,611人

※ 人口は 10 月 1 日現在

第2章 事業推進体制

1 組織体制

令和7年4月1日現在



2 職種別人員配置

令和7年4月1日現在

役職・職種 所 属	部	参	次	参	(本 庁)	担 当	副	専 門	(本 庁)	主	技	副	副	事	技	自	清	機	用	会	再	計		
	長	与	長	事	長	事	監	参	課 長 補 佐	幹	監	幹	監	務	術	動	掃	械	用	計	任	用		
長	与	長	事	長	事	監	幹	監	幹	監	幹	監	員	職	車	業	操	務	員	任	用			
環 境 部	1	1																				2		
一般廃棄物対策課				1		1		1														3		
計画許可グループ													2		3							1	6	
収集業務グループ													1		5							2	8	
資源循環推進グループ													1		2		4					2	9	
(浜松市清掃公社 出向)							1			1													2	
(環境省 出向)															1								1	
小計				1		1	1		2		5		13								4	1	29	
北部収集窓口センター							1				1	2				1	1				1		7	
計				1		1	2	1		2	6	2	13		1	1				5	1	36		
廃棄物処理施設課					1			1															2	
総務計画グループ												1	1	2								1	5	
西部清掃工場グループ											1	1				2						1	5	
施設管理技術グループ													1	2								2	5	
計					1			1		1	1	1	2	2	4						2	2	17	
平和清掃事業所					1			1															2	
総務グループ												1		2								2	5	
施設管理グループ												1		2								2	5	
収集グループ												2			12	1						2	17	
小計					1			1			1	3	2	2	12	1					2	4	29	
南部清掃センター							1																1	
総務グループ												1	2		1							7	4	15
収集グループ												1	4			14	4					1	2	26
計					1		1	1			3	9	2	3	26	5					10	10	71	
天竜清掃事業所					1			1															2	
総務管理グループ												2		1	2							1	2	8
収集グループ												3	1		12	1						6	5	28
小計					1			1			2	3	2	2	12	1					7	7	38	
浜北清掃センター							1																1	
総務管理グループ												1		1									2	
収集グループ												2			16	1						1	6	26
計					1		1	1			3	5	3	2	28	2					8	13	67	
清掃事業職員計	1	1		1	3	1	4	4		3	1	13	18	20	9	55	8				25	26	193	

※ 一般廃棄物担当部局のみ掲載

3 事務分掌

令和7年4月1日現在

一般廃棄物対策課

- 一般廃棄物処理計画に関すること。
- 一般廃棄物の処理に係る事務及びその総括に関すること。
- 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- 資源循環及びごみ減量の施策の企画、調整及び推進に関すること。
- ごみ集積所の適正管理の総括に関すること。
- 環境美化の推進に関すること。
- 凈化槽に係る事務及びその総括に関すること。
- 北部収集窓口センターに関すること。
- 一般財団法人浜松市清掃公社との総合調整に関すること。

北部収集窓口センター

- 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- 地域の清掃活動支援等に関すること。
- 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- ごみ集積所の適正管理に関すること。
- 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

廃棄物処理施設課

- 一般廃棄物処理施設の整備及びその総括に関すること。
- 旧一般廃棄物処理施設の管理及びその総括に関すること。
- し尿処理施設の管理運営に関すること。
- 西部清掃工場に関すること。
- 清掃事業所との連絡調整に関すること。

平和清掃事業所

- 平和最終処分場、引佐最終処分場及び舞阪吹上第2廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- 平和破碎処理センターの管理に関すること。
- 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
- 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- 地域の清掃活動支援等に関すること。
- 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- ごみ集積所の適正管理に関すること。
- 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
- 南部清掃センターに関すること。

南部清掃センター

- 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
- 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- 地域の清掃活動支援等に関すること。
- 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- ごみ集積所の適正管理に関すること。
- 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

天竜清掃事業所

- 天竜清掃工場及び水窪・佐久間クリーンセンターの管理に関すること。
- 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
- 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- 地域の清掃活動支援等に関すること。
- 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- ごみ集積所の適正管理に関すること。
- 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
- 浜北清掃センターに関すること。
- 浜北環境センターの管理運営に関すること。
- 旧一般廃棄物処理施設(他の所管に係る施設を除く。)の管理に関すること。

浜北清掃センター

- 浜北清掃センターの管理に関すること。
- 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
- 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- 地域の清掃活動支援等に関すること。
- 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- ごみ集積所の適正管理に関すること。
- 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
- 浜北環境センターの管理に関すること。

第3章 施設及び車両

1 施設配置図

令和7年4月1日現在



2 施設一覧

令和7年4月1日現在

(1) 焼却工場

名称	天竜清掃工場	西部清掃工場
所在地	天竜区青谷1461番地 TEL 053-581-8810	中央区篠原町26098番地の1 TEL 053-440-5374
敷地面積	434,952.26 m ²	66,960.25 m ²
建物面積	施設面積 10,819.53 m ² 延床面積 25,071.63 m ² 付属建物 2,670.15 m ²	焼却施設 8,807.21 m ² 延床面積 13,293.53 m ² 付属建物 1,493.15 m ²
炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉	キルン式ガス化溶融炉
焼却能力	199.5t/24時間×2炉	164.9t/24時間×3炉
ごみピット	9,521 m ³	9,500 m ³
集じん装置	バグフィルタ	バグフィルタ(2段)
排水処理	燃焼室吹込による高温酸化処理、場内再利用(クローズド方式)	循環再利用(無放流)
余熱利用	発電(15,120kW)、温水(付加価値事業)	発電(9,600kW)、温水プール(古橋廣之進記念浜松市総合水泳場)、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内及び水泳場の冷暖房
建設費 (財源内訳)	《建設費総額 50,513,290千円》 国庫補助 15,456,434千円 起債 13,457,200千円 一般財源 18,347,102千円 その他 3,252,554千円	《建設費総額 13,595,400千円》 国庫補助 5,321,849千円 起債 6,984,000千円 一般財源 1,289,551千円
竣工年月日	令和6年3月31日	平成21年1月31日
設計・施工	日鉄エンジニアリング(株)	三井造船(株)
第一次 施設改修費 (財源内訳)	—	—
改修年月日	—	—
設計・施工	—	—
第二次 施設改修費 (財源内訳)	—	—
改修年月日	—	—
設計・施工	—	—
その他	—	環境啓発施設『えこはま』を併設

(2) 破碎施設

名称	天竜清掃工場	
所在地	天竜区青谷1461番地 TEL 053-581-8810	
敷地面積	434,952.26 m ²	
建物面積	焼却施設と合棟	
処理能力	破碎設備	38 t/5時間
	選別設備	26 t/5時間
	スプレー缶破碎	3,000本/時間
	ライター破碎	630個/時間
	蛍光管破碎	675kg/時間
破碎設備	もえないごみ粗破碎機(低速回転式) 高速回転破碎機 スプレー缶簡易破碎機(穴あけ圧縮機) ライター簡易破碎機(二軸式) 半自動蛍光管破碎機(二軸式)	
選別設備	プラ容器包装選別機、破碎物磁選機、破碎物選別機、破碎アルミ選別機、破碎アルミ精選機	
保管設備	びん、特定品目(電池、水銀体温計等)	
排出設備	プラ容器包装圧縮梱包機	
集じん・脱臭設備	サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置	
建設費 (財源内訳)	天竜清掃工場(焼却)建設費に含まれる	
竣工年月日	令和6年3月31日	
設計・施工	日鉄エンジニアリング(株)	
改修費 (財源内訳)	—	
改修年月日	—	
設計・施工	—	

(3)埋立処分場

名称	平和最終処分場		浜北環境センター
所在地	中央区平松町77番地 TEL 053-487-1131		浜名区灰木172番地
	第1期		TEL 053-582-1181
埋立面積	71,575 m ²	48,360 m ²	12,315 m ²
埋立容量	810,719 m ³	567,700 m ³	60,273 m ³
埋立期間	16年6ヶ月	約35年	約26年
埋立方式	サンドイッチ方式(セル方式併用)		セル方式
浸出水施設	建築面積 467.29 m ² 延床面積 923.80 m ²	建築面積 291.69 m ² 延床面積 790.96 m ²	建物面積 706 m ²
処理能力	—	380 m ³ /日(第1期施設併用)	50 m ³ /日
建設費 (財源内訳)	—	《第2期総額 3,857,700千円》 国庫補助 1,769,587千円 起債 1,591,000千円 一般財源 497,113千円	《建設費総額 2,529,017千円》 国庫補助 256,955千円 起債 1,488,700千円 一般財源 334,606千円 負担金 448,756千円
供用開始	平成2年9月(令和元年9月廃止)	平成19年3月	平成14年4月
設計・施工	—	○埋立処分地施設 設計 日本技術開発(株) 施工 飛鳥・中村組特定 建設工事共同企業体 ○浸出水処理施設 設計・施工 (株)クボタ	○埋立処分地施設 設計 日本総研(株) 施工 大成・とやま特定 建設工事共同企業体 ○浸出水処理施設 設計・施工 藤吉工業(株)

名称	舞阪吹上第2廃棄物最終処分場		引佐最終処分場
所在地	中央区舞阪町舞阪2621番地の26		浜名区引佐町三岳610番地の3 TEL 053-542-3292
埋立面積	6,555 m ²		9,445 m ² (第1期埋立区画)
埋立容量	39,500 m ³		77,300 m ³ (第1期埋立区画)
埋立期間	約42年		約48年
埋立方式	サンドイッチ方式		セル&サンドイッチ方式
浸出水施設	—		建築面積 448.31 m ² 延床面積 558.26 m ²
処理能力	—		60 m ³ /日
調整槽容量	—		1,952 m ³
建設費 (財源内訳)	一般財源 24,262千円		《建設費総額 2,459,455千円》 起債 1,860,000千円 一般財源 599,455千円
供用開始	平成8年7月		平成9年4月
設計・施工	○埋立処分地施設 設計 舞阪町 施工 (株)棟和		○埋立処分地施設 設計 (株)日本環境工学設計事務所 施工 三井建設(株) ○浸出水処理施設 設計 (株)日本環境工学設計事務所 施工 栗田工業(株)

(4)し尿処理施設

名称	東部衛生工場	西部衛生工場
所在地	中央区豊町6441番地	中央区伊左地町1570番地の2
運転管理委託	(株)日本管財環境サービス TEL 053-434-4399	クボタ環境エンジニアリング(株) TEL 053-486-2285
敷地面積	24,637 m ²	67,502.41 m ²
延床面積	5,578.68 m ²	20,100.99 m ²
処理区	浜松処理区、浜北処理区、天竜処理区	浜松処理区、舞阪・雄踏処理区、引佐処理区
処理方式	1・2次処理:標準脱窒素処理 高度処理:凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着	し渣除去後希釀し、公共下水道へ放流
処理能力	200kℓ/日	200kℓ/日
脱臭設備	生物脱臭、水洗、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	水洗、アルカリ洗浄、活性炭吸着
希釀水	井戸水	工業用水
放流先	豊町30号排水路(一級河川 天竜川へ)	公共下水道
汚泥処理	乾燥処理、焼却処理、農地還元	—
建設費 (財源内訳)	《建設費総額 3,581,376千円》 国庫補助 878,400千円 起債 2,195,000千円 一般財源 507,976千円	《建設費総額 5,565,759千円》 国庫補助 622,800千円 起債 4,370,800千円 一般財源 572,159千円
竣工年月日	昭和61年3月31日	昭和56年2月15日
設計・施工	セキスイエンバйロメント(株)	久保田鉄工(株)
施設改修費 (財源内訳)	《改修費総額 1,355,400千円》 一般財源 1,355,400千円	《改修費総額 273,471千円》 起債 248,000千円 一般財源 25,471千円
改修年月日	平成30年3月9日	平成17年2月10日
設計・施工	(株)清流メンテナンス	(株)クボタ

東部衛生工場(北遠地域貯留槽)

貯留槽名称	所在地	築造年	容量(推定)
佐久間貯留槽	天竜区佐久間町中部12-4	昭和30年代(改築 令和4年)	38 m ³
水窪貯留槽	天竜区水窪町地頭方63-4	昭和46年(改築 令和5年)	50 m ³
春野貯留槽	天竜区春野町宮川986-4	昭和57年	60 m ³
龍山貯留槽	天竜区龍山町戸倉67-1	昭和44年	100 m ³

(5)余熱利用施設

名称	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場「ToBiO」(トビオ)			
所在地	中央区篠原町23982番地の1 TEL 053-489-5463			
敷地面積	35,184.53m ²			
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造			
延床面積	17,752.19m ²			
管理	浜松市			
管理方法	指定管理者 セントラルスポーツ株式会社(R6.2.1～R6.4.30) 浜松ブルーウェーブ株式会社(R6.5.1～)			
令和6年度 施設利用者	一般 高校生以下 高齢者 障がい者	48,029人 21,160人 54,450人 13,177人	専用利用その他 団体見学・視察 選手・役員・関係者 観客	11,082人 192人 8,170人 3,900人
			合計	160,160人
建設費 (財源内訳)	《建設費総額 6,982,500千円》 国庫補助 起債 一般財源			2,690,700千円 2,422,000千円 1,869,800千円
竣工年月日	平成21年1月31日			
事業主体	浜松市			

3 清掃関係車両

令和7年4月1日現在

(単位:台)

所 属		一般 廃 棄 物 対 策 課	北 部 収 集 窓 口 セ ン タ ー	廃 棄 物 処 理 施 設 課	平 和 清 掃 事 業 所	南 部 清 掃 セ ン タ ー	天 竜 清 掃 事 業 所	浜 北 清 掃 セ ン タ ー	計
用 途									
車種及び積載量									
ご み 収 集	プレス車			1		10	8	1	9
	2t未満					8		5	13
	2t以上3t未満		1		9			4	14
	3t以上4t未満				1		1		2
	4t以上								
	パッカー車					2	9		11
	2t未満					2			2
	2t以上3t未満						9		9
	3t以上4t未満								
	4t以上								
	ダンプ車		1		5	4	8	5	23
	1t未満		1		1	1	3	1	7
	1t以上2t未満				1				1
	2t以上3t未満						3	1	4
	3t以上4t未満				3	3	2	3	11
	4t以上								
廃 棄 物 運 搬 車	キャブオーバー				1	5	3	2	11
	2t未満				1	3	1	1	6
	2t以上3t未満						1		1
	3t以上					2	1	1	4
	計		2		16	19	21	16	74
	トラック				3				3
	3t未満				2				2
	3t以上				1				1
	ダンプ車				2	1			3
	3t未満					1			1
	3t以上6.5t未満				2				2
	6.5t以上11t未満								
	10t以上								
	計				5	1			6

所 属		一般 廃 棄 物 対 策 課	北部 収 集 窓 口 セ ン タ ー	廃 棄 物 処 理 施 設 課	平 和 清 掃 事 業 所	南 部 清 掃 セ ン タ ー	天 竜 清 掃 事 業 所	浜 北 清 掃 セ ン タ ー	計
用 途	車種及び積載量								
ご み 焼 却 場 ・ 埋 立 地 等	軽トラック								
	ダンプ車 2t								
	ダンプ車 4t				1			1	2
	フォークリフト				6	1	3	2	12
	ホイールローダー				1				1
	油圧ショベル				2			1	3
	計				10	1	3	4	18
し 尿 関 係	し渣運搬車 2t			1					1
	し渣灰・沈砂運搬車 2t			1					1
	ホイールローダ			1					1
	フォークリフト			1					1
	計			4					4
連 絡 車 等	事務連絡車	6	1	3	4	3	5	2	24
	軽トラック		1					1	2
	パトロール車				1			3	4
	計	6	2	3	5	3	5	6	30
総 計		6	4	7	36	24	29	26	132

第4章 事業経費

1 清掃費の推移

(1)予算額(当初予算)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	3,988,513千円	8,309,918千円	31,961,903千円
歳出	10,171,538千円	15,508,733千円	39,585,822千円
廃棄物処理費	5,495,801千円	10,868,384千円	34,908,997千円
ごみ減量推進費	272,647千円	255,273千円	283,413千円
南清掃事業所費	1,680,380千円	1,669,175千円	1,724,196千円
平和清掃事業所費	1,632,539千円	1,598,825千円	1,588,463千円
浜北環境事業所費	595,818千円	591,207千円	581,187千円
天竜環境事業所費	494,353千円	525,869千円	499,566千円

区分	令和6年度	令和7年度
歳入	1,829,926千円	2,998,632千円
歳出	11,262,168千円	10,748,111千円
廃棄物処理施設費	4,728,431千円	4,233,306千円
一般廃棄物対策費	1,837,987千円	1,818,775千円
平和清掃事業所費	2,193,925千円	2,083,552千円
天竜清掃事業所費	2,501,825千円	2,612,478千円

※ 令和6年度の組織改正により体制が変更

(2)決算額

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	5,303,229千円	2,620,805千円	7,465,740千円	32,132,135千円
歳出	12,280,720千円	13,178,784千円	15,097,308千円	39,169,799千円
廃棄物処理費	7,607,769千円	8,665,048千円	10,501,852千円	34,862,661千円
ごみ減量推進費	222,666千円	229,796千円	272,927千円	281,831千円
南清掃事業所費	1,640,184千円	1,620,074千円	1,621,249千円	1,490,056千円
平和清掃事業所費	1,655,998千円	1,589,573千円	1,624,510千円	1,612,754千円
浜北環境事業所費	577,114千円	580,795千円	583,301千円	584,501千円
天竜環境事業所費	576,989千円	493,498千円	493,469千円	337,996千円

区分	令和6年度
歳入	1,875,783千円
歳出	11,857,729千円
廃棄物処理施設費	5,351,510千円
一般廃棄物対策費	1,802,992千円
平和清掃事業所費	2,255,257千円
天竜清掃事業所費	2,447,970千円

※ 歳出について、項目ごとに千円未満を切り上げているため合計が合わない場合がある

2 ごみ処理経費等の推移

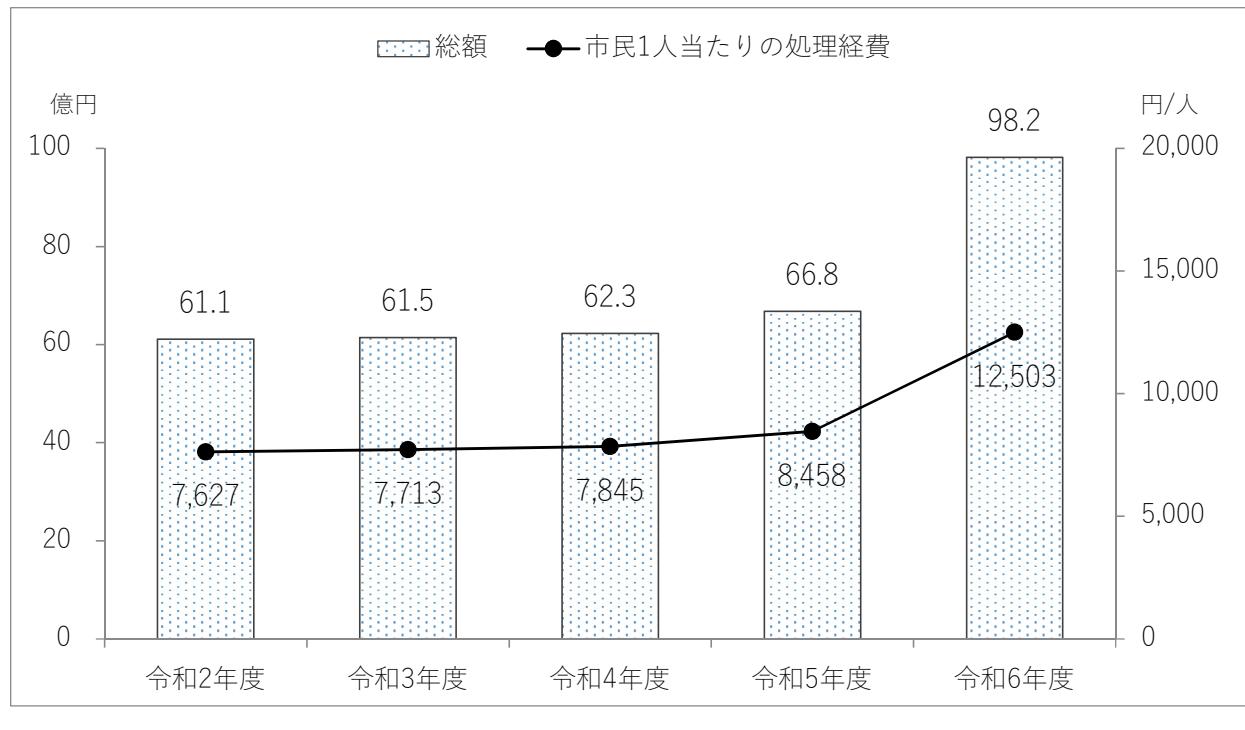
部門	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ	収集	2,359,307千円	2,417,973千円	2,404,308千円	2,381,190千円
	焼却	1,559,302千円	1,644,065千円	1,739,418千円	2,114,557千円
	破碎	239,862千円	280,221千円	300,986千円	300,720千円
	埋立	431,720千円	406,204千円	438,465千円	457,125千円
	計	4,590,190千円	4,748,462千円	4,883,175千円	5,253,591千円
資源物処理	1,303,434千円	1,320,053千円	1,259,765千円	1,342,162千円	1,358,340千円
その他(閉鎖施設等)	214,167千円	77,520千円	82,667千円	84,404千円	985,573千円
ごみ・資源物 計	6,107,790千円	6,146,034千円	6,225,605千円	6,680,156千円	9,817,589千円
住基人口	800,760人	796,829人	793,615人	789,822人	785,210人
推計人口	790,512人	786,787人	783,573人	779,780人	775,168人
1人あたり 処理単価	住基人口	7,627円/人	7,713円/人	7,845円/人	8,458円/人
	推計人口	7,726円/人	7,812円/人	7,945円/人	8,567円/人
処理量	228,310t	226,630t	222,532t	212,257t	207,060t

し尿処理：A	750,566千円	860,558千円	803,556千円	1,078,473千円	895,450千円
し尿処理(閉鎖施設)	9,268千円	4,774千円	2,291千円	2,131千円	1,969千円
処理量:B	110,531kl	108,303kl	107,248kl	105,669kl	107,981kl
1klあたり処理単価:A/B	6,791円/kl	7,946円/kl	7,492円/kl	10,206円/kl	8,293円/kl

※ 人口は、各年度 10月 1日現在

※ 千円未満切り上げ

※ 湖西市に関する経費は処理量で按分した後、除外(受入れは令和5年度まで)



第5章 ごみ・資源物の処理

1 概要

平成25年度から分別方法を統一し、効率的な収集及び処理を行っている。また、収集区域についても処理区単位から行政区単位へ変更し、収集運搬を実施している。

2 分別区分等

(1) 地域別の収集方法

中央区・浜名区

収集区分	収集主体	収集方法		収集回数
①もえるごみ	委託	ステーション方式	指定袋	週2回
②もえないごみ				2週1回
③プラスチック製容器包装				週1回
④びん(無色)		ステーション方式	専用コンテナ	2週1回
⑤びん(茶色)				
⑥びん(その他)				
⑦かん		戸別収集	専用コンテナまたは専用ネット	4週1回
⑧ペットボトル				
⑨特定品目※1				
⑩連絡ごみ	直営			随時
			連絡ごみ処理手数料納付済証を貼付して、受付センターに指定された場所に排出する。	

天竜区(天竜・龍山・春野地域)

収集区分	収集主体	収集方法		収集回数
①もえるごみ	委託	ステーション方式	指定袋	週2回
②もえないごみ				2週1回
③プラスチック製容器包装				週1回
④びん(無色)		ステーション方式	専用コンテナ	4週1回
⑤びん(茶色)				
⑥びん(その他)				
⑦かん		戸別収集	専用コンテナまたは専用ネット	2週1回
⑧ペットボトル				
⑨特定品目※1				
⑩連絡ごみ	直営			随時
			連絡ごみ処理手数料納付済証を貼付して、受付センターに指定された場所に排出する。	

天竜区(水窪・佐久間地域)

収集区分	収集主体	収集方法	収集回数
①もえるごみ	直営	ステーション方式	週2回※2
②もえないごみ			2週1回※2
③プラスチック製容器包装			週1回※2
④びん(無色)		専用コンテナ	4週1回※2
⑤びん(茶色)			2週1回※2
⑥びん(その他)		専用コンテナまたは専用ネット	2週1回※2
⑦かん			
⑧ペットボトル		専用コンテナ	4週1回※2
⑨特定品目※1			
⑩連絡ごみ		戸別収集	連絡ごみ処理手数料納付済証を貼付して、受付センターに指定された場所に排出する。

※1 特定品目とは、蛍光管・電池類(加熱式たばこ・電子たばこを含む)・水銀体温計(水銀血圧計)・ライター・スプレー缶が対象である

※2 一部地域においては、収集回数が異なる

集積所数

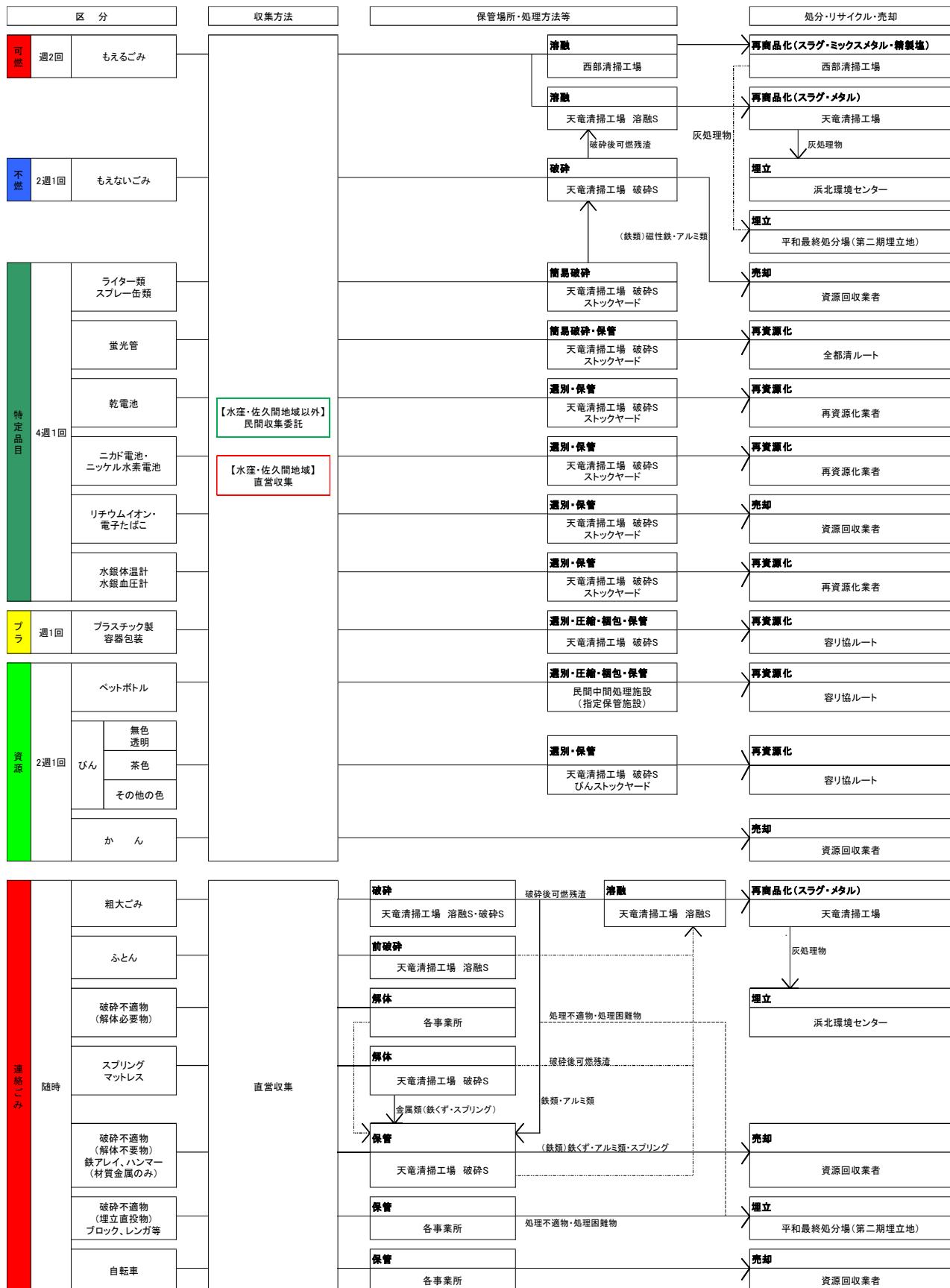
令和7年4月1日現在

収集区分	中央区	浜名区	天竜区	合計
①もえるごみ	11,248	2,116	1,613	14,977
②もえないごみ	10,331	1,566	954	12,851
③プラスチック製容器包装	9,387	2,042	1,001	12,430
④びん(無色)	9,061	549	892	10,502
⑤びん(茶色)	9,061	549	892	10,502
⑥びん(その他)	9,061	549	892	10,502
⑦かん	9,061	549	892	10,502
⑧ペットボトル	9,061	549	892	10,502
⑨特定品目	9,072	547	888	10,507

(2) ごみ処理状況

令和7年4月1日現在

処理フロー

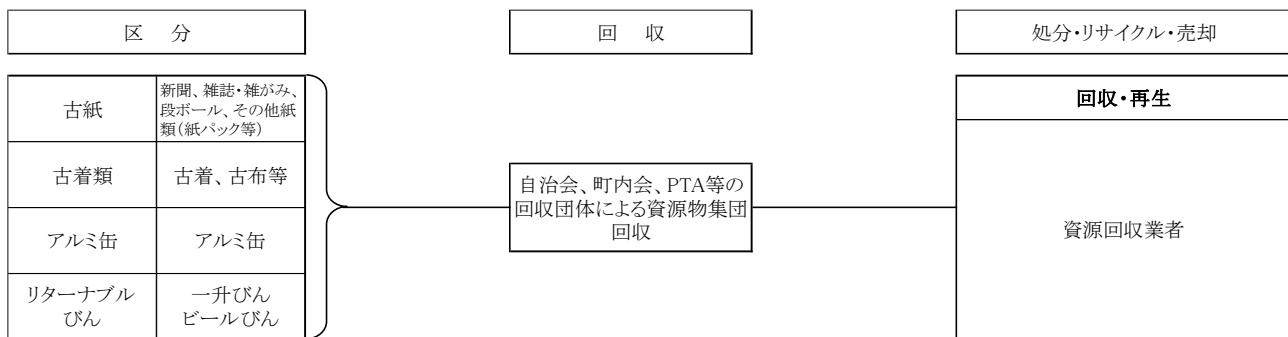


各種資源物等処理フロー

【拠点回収】



【集団回収】



3 ごみ処理実績

(1) ごみ・資源物排出量の推移

区分	制度統一前		制度統一後		令和6年度 (2024年度)	増減 (令和6年度-令和5年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
ごみ	244,529.8t	226,098.9t	207,308.2t	197,552.0t	192,292.1t	△ 5,259.9t △ 2.7%
もえるごみ	226,167.3t	217,363.8t	197,108.7t	187,907.5t	183,283.8t	△ 4,623.8t △ 2.5%
もえないごみ	10,143.4t	6,054.3t	5,150.1t	4,628.8t	4,268.2t	△ 360.6t △ 7.8%
連絡ごみ	7,104.9t	2,242.6t	4,446.3t	4,257.6t	3,840.9t	△ 416.7t △ 9.8%
その他	1,114.2t	438.2t	603.2t	758.1t	899.3t	141.2t 18.6%
資源物	25,801.7t	23,312.3t	18,633.9t	18,010.2t	16,008.4t	△ 2,001.8t △ 11.1%
びん	4,831.1t	4,676.4t	3,981.3t	3,835.3t	3,660.2t	△ 175.2t △ 4.6%
スチール缶	2,990.4t	2,912.2t	2,350.8t	2,209.0t	2,248.9t	39.8t 1.8%
ペットボトル	1,849.0t	1,875.2t	1,667.6t	1,733.9t	1,509.6t	△ 224.2t △ 12.9%
プラスチック製容器包装	8,064.1t	7,860.2t	6,292.9t	6,057.0t	5,963.1t	△ 94.0t △ 1.6%
特定品目	-	355.2t	431.2t	412.3t	430.4t	18.1t 4.4%
魚アラ	6,044.9t	5,633.1t	3,910.2t	3,762.7t	2,196.4t	△ 1,566.3t △ 41.6%
その他 ^{※1}	2,022.2t	-	-	-	-	-
ごみ・資源物 計	270,331.5t	249,411.2t	225,942.1t	215,562.2t	208,300.6t	△ 7,261.7t △ 3.4%
内訳	家庭系	176,031.6t	159,593.0t	153,018.5t	143,809.9t	139,631.1t △ 4,178.8t △ 2.9%
	ごみ	160,895.7t	144,887.9t	140,448.5t	131,759.7t	127,891.2t △ 3,868.4t △ 2.9%
	もえるごみ	143,881.6t	137,339.5t	131,533.3t	123,662.3t	120,140.1t △ 3,522.2t △ 2.8%
	もえないごみ	9,369.8t	5,551.6t	5,104.1t	4,569.1t	4,225.6t △ 343.4t △ 7.5%
	連絡ごみ	6,532.1t	1,880.8t	3,748.3t	3,492.9t	3,214.4t △ 278.5t △ 8.0%
	その他	1,112.2t	116.0t	62.8t	35.4t	311.1t 275.6t 778.0%
	資源物	15,135.9t	14,705.1t	12,570.1t	12,050.3t	11,739.9t △ 310.3t △ 2.6%
	事業系	92,668.4t	89,881.5t	72,923.6t	71,752.3t	68,669.4t △ 3,082.9t △ 4.3%
	ごみ	83,634.1t	81,211.0t	66,859.8t	65,792.3t	64,400.9t △ 1,391.4t △ 2.1%
	もえるごみ	82,285.7t	80,024.3t	65,575.4t	64,245.2t	63,143.7t △ 1,101.6t △ 1.7%
集団回収量	ごみ	773.6t	502.7t	46.0t	59.7t	42.6t △ 17.1t △ 28.7%
	もえないごみ	572.8t	361.8t	698.0t	764.7t	626.5t △ 138.3t △ 18.1%
	連絡ごみ	2.0t	322.2t	540.4t	722.6t	588.2t △ 134.5t △ 18.6%
	その他	9,034.3t	8,670.5t	6,063.8t	5,960.0t	4,268.5t △ 1,691.5t △ 28.4%
	資源物	-	-	-	-	-
	17,563.6t	15,593.7t	6,008.6t	5,235.4t	4,657.1t	△ 578.4t △ 11.0%
	273.5t	1,357.8t	2,143.9t	1,933.7t	2,505.2t	571.5t 29.6%
	ごみ・資源物・集団回収等 計 ①	288,168.6t	266,362.7t	234,094.5t	222,731.4t	215,462.9t △ 7,268.5t △ 3.3%
	一人1日あたり(住基人口)	966.9g	897.7g	808.1g	770.5g	751.8g △ 18.7g △ 2.4%
	家庭系ごみ一人1日あたり(住基人口)	538.4g	488.3g	484.9g	455.8g	446.2g △ 9.6g △ 2.1%
最終処分量	焼却・溶融量(受入量)	252,024.3t	240,211.4t	217,853.6t	208,331.3t	192,471.6t △ 15,859.6t △ 7.6%
	16,167.2t	12,726.6t	12,701.0t	10,966.8t	8,701.5t	△ 2,265.4t △ 20.7%
	57,123.5t	57,152.2t	42,219.4t	37,774.8t	37,714.3t	△ 60.6t △ 0.2%
	容器包装 ^{※2}	17,321.5t	16,828.8t	13,858.0t	13,410.4t	11,761.2t △ 1,649.2t △ 12.3%
	破碎後資源	1,966.5t	1,315.4t	1,684.2t	1,466.8t	1,391.5t △ 75.4t △ 5.1%
	溶融後資源	11,592.5t	15,822.4t	13,936.9t	11,305.7t	14,710.4t 3,404.7t 30.1%
	特定品目	-	325.2t	382.5t	358.9t	259.9t △ 98.9t △ 27.6%
	その他の	8,405.9t	5,908.9t	4,205.4t	4,063.9t	2,429.0t △ 1,634.9t △ 40.2%
	集団回収+拠点回収	17,837.1t	16,951.5t	8,152.4t	7,169.2t	7,162.3t △ 6.9t △ 0.1%
	リサイクル率 ② / ①	19.8%	21.5%	18.0%	17.0%	17.5% - -
民間回収量 ③	-	-	33,396.1t	30,442.5t	34,384.7t	3,942.2t 12.9%
	資源化率(②+③)/(①+③)	-	-	28.3%	26.9%	28.9% - -

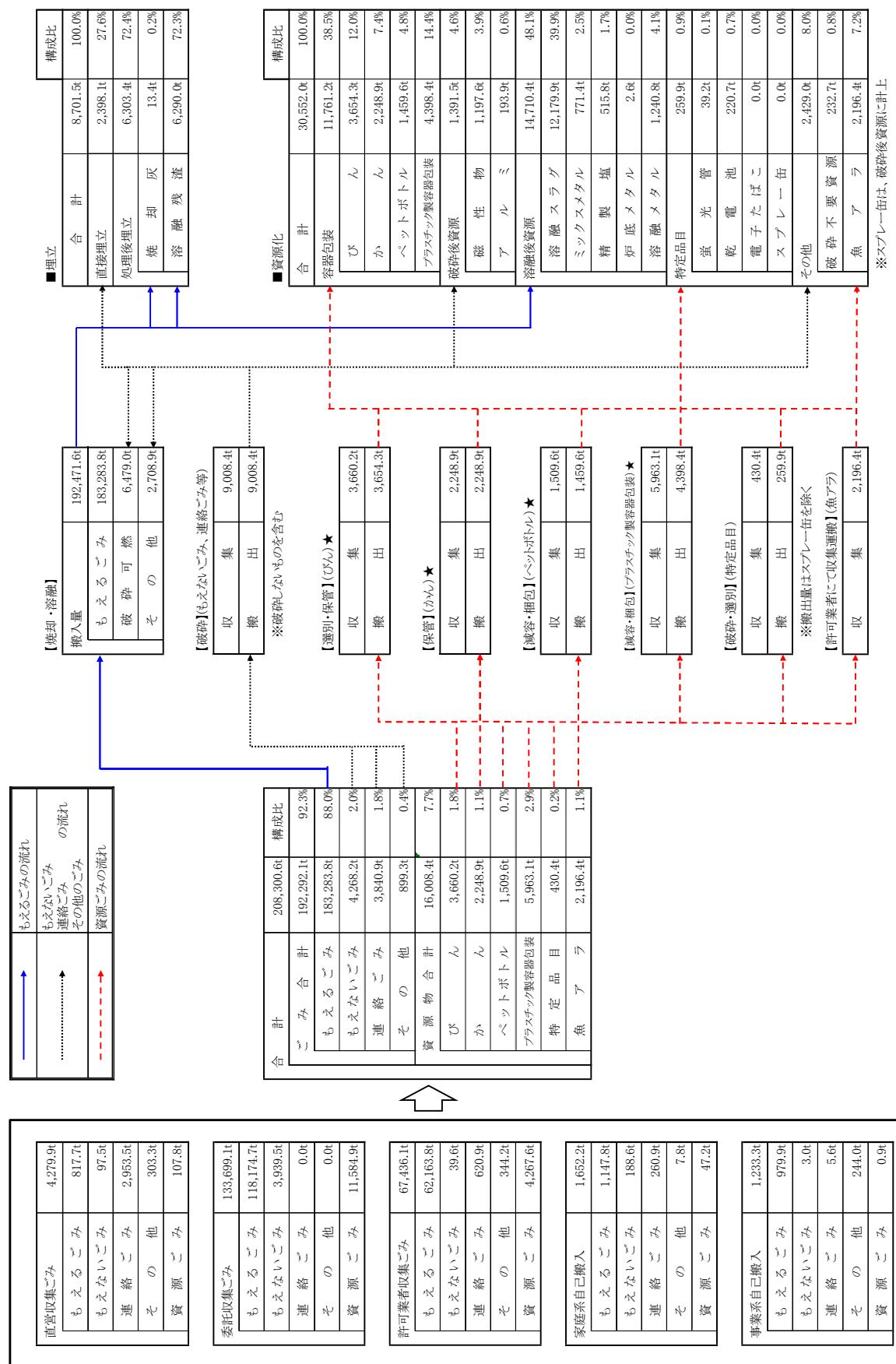
人口(各年度10月1日現在)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	増減 (令和6年度-令和5年度)
住基人口	816,490人	812,888人	793,615人	789,822人	785,210人	△ 4,612 △ 0.6%
推計人口	797,039人	793,437人	783,573人	779,780人	775,168人	△ 4,612 △ 0.6%
年間日数	366日	365日	365日	366日	365日	- -

※1 平成24年度までは現在と収集品目が異なっていたため、現在の収集品目以外の資源物についてはその他とした

※2 容器包装の資源化量は、P.21 のびん・かん・ペットボトル・プラスチック製容器包装(★印のある)の搬出量の合計である

(2) 処理フロー別内訳

令和 6 年度



※ 端数により合計が合わない場合がある

(3)行政区別ごみ・資源物排出量

令和6年度

区分	中央区	浜名区	天竜区
もえるごみ	91,973.8t	23,000.3t	4,018.2t
もえないごみ	3,306.2t	591.4t	141.8t
連絡ごみ	2,462.4t	406.9t	87.4t
その他	241.1t	37.7t	24.5t
家庭系ごみ計	97,983.5t	24,036.3t	4,271.9t
一人1日あたり(住基人口)	442.3g	423.8g	466.9g

※ 上記は家庭から排出された量であり、施設へ自己搬入された量は含まない

※ 「一人1日あたり」は10月1日現在の人口による

※ 中央区、浜名区の排出量は一部按分して算出した値を含む(旧北区の排出量について、三方原地区とその他の地区を集積所数の割合で按分し、前者を中央区、後者を浜名区に計上)

(4)焼却施設搬入量内訳

令和6年度

施設名	稼働日数	搬入量計	搬入量内訳			
			もえるごみ	破碎後可燃物	連絡ごみ	その他
天竜清掃工場	347日	87,600.4t	80,310.5t	6,522.2t	767.7t	0.0t
西部清掃工場	359日	105,659.6t	102,962.5t	0.0t	0.0t	2,697.1t
合計	-	193,260.0t	183,273.1t	6,522.2t	767.7t	2,697.1t

※ 「その他」は、焼却灰、下水道汚泥、衛生工場し渣等

※ ごみ種別ごとに小数点第2位を四捨五入している

(5) 破碎処理内訳

令和 6 年度

処理施設	搬入量	搬出計				
			破碎後残渣	磁性物	アルミ	その他
天竜清掃工場	7,332.9t	7,332.9t	5,866.3t	1,197.6t	193.9t	75.1t
		構成比	80.0%	16.3%	2.6%	1.0%

※ ごみ種別ごとに小数点第2位を四捨五入している

(6) 埋立処理内訳

令和 6 年度

処理施設	搬入量計	直接埋立	処理後埋立			
				焼却灰	溶融残渣	破碎後埋立
平和最終処分場	5,158.1t	2,168.3t	2,989.8t	13.4t	2,976.4t	0.0t
	構成比	42.0%	58.0%	0.3%	57.7%	0.0%
浜北環境センター	4,168.4t	830.6t	3,337.8t	0.0t	3,337.8t	0.0t
	構成比	19.9%	80.1%	0.0%	80.1%	0.0%
舞阪吹上 第2最終処分場	7.8t	7.8t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	構成比	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
引佐最終処分場	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	構成比	-	-	-	-	-
合計	9,334.3t	3,006.7t	6,327.6t	13.4t	6,314.2t	0.0t
	構成比	32.2%	67.8%	0.1%	67.6%	0.0%

※ 「直接埋立」には、直接埋立て処理するもえないごみ、連絡ごみ、汚泥等を含む

※ 「溶融残渣」は、西部清掃工場及び天竜清掃工場から発生する溶融飛灰処理物

※ ごみ種別ごとに小数点第2位を四捨五入している

(7) 発電状況の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
天竜清掃工場	購入電力量	—	—	—	—	3,020MWh
	発電電力量	—	—	—	—	58,753MWh
	所内消費量	—	—	—	—	23,103MWh
	売電電力量	—	—	—	—	38,338MWh
	売電収入額	—	—	—	—	445,693,149円
西部清掃工場	購入電力量	2,656MWh	2,359MWh	2,138MWh	5,079MWh	934MWh
	発電電力量	44,544MWh	43,551MWh	44,045MWh	34,690MWh	46,822MWh
	所内消費量	36,276MWh	35,935MWh	35,911MWh	32,704MWh	33,692MWh
	付帯施設消費量	3,627MWh	3,991MWh	4,024MWh	4,164MWh	2,542MWh
	売電電力量	7,297MWh	5,984MWh	6,249MWh	2,901MWh	11,522MWh
南部清掃工場	売電収入額	94,871,394円	78,000,957円	83,214,303円	34,446,847円	144,337,081円
	購入電力量	533MWh	644MWh	765MWh	467MWh	2,671MWh
	発電電力量	22,701MWh	22,391MWh	22,092MWh	22,225MWh	—
	所内消費量	12,321MWh	12,256MWh	11,916MWh	11,598MWh	2,671MWh
	売電電力量	10,914MWh	10,779MWh	10,941MWh	11,094MWh	—
	売電収入額	111,719,400円	83,503,461円	84,572,983円	85,481,016円	—

※ 天竜清掃工場は、発電した電力を当工場内で利用し、余剰電力は売却

※ 西部清掃工場は、発電した電力を当工場内及び隣接する総合水泳場で利用し、余剰電力は売却

※ 南部清掃工場は、発電した電力を当工場内で利用し、余剰電力は売却

※ 売電収入額は消費税込の金額

(8) 大規模施設のエネルギー使用に伴う CO₂ 排出量の推移

大規模施設の名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
天竜清掃工場	—	—	—	—	11,790t
西部清掃工場	10,505t	10,437t	8,609t	14,308t	5,193t
南部清掃工場	318t	340t	376t	305t	1,126t
平和最終処分場	901t	820t	751t	868t	314t
東部衛生工場	1,255t	1,115t	1,085t	1,139t	1,164t
西部衛生工場	438t	372t	375t	447t	388t
浜北環境センター	92t	78t	77t	96t	101t

※ 「エネルギー」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する灯油、ガス等の燃料及び電気をいう。「エネルギー使用に伴う CO₂ 排出量」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき算出される、施設のエネルギー使用に伴い排出される CO₂ 排出量をいう。

※ 施設単位の建物等におけるエネルギー使用を原因とする CO₂ 排出量が過去 5 年以内で 100t 以上の施設

※ 算定にあたり、電気事業者別排出係数(令和 5 年 1 月 24 日環境省・経済産業省公表)の調整後排出係数を使用

第6章 ごみ減量・環境美化

コンポスト容器



密封発酵容器



1 ごみ減量・リサイクル

(1) 生ごみ減量の推進

① 生ごみ堆肥化容器の配布

【開始年度】コンポスト容器: 平成元年度、密封発酵容器: 平成6年度

【事業内容】希望世帯に対し、2個1組を配布する。

【配布実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト容器	459世帯	358世帯	676世帯	964世帯	1,042世帯
密封発酵容器	141世帯	116世帯	202世帯	245世帯	164世帯
計	600世帯	474世帯	878世帯	1,209世帯	1,206世帯

対象: 平成30年度から令和2年度までは、過去2年度以内に受け取っていない世帯。

令和3年度からは、過去に受け取っていない世帯。令和5年度からは、過去5年度以内に受け取っていない世帯。

② 家庭用生ごみ処理機補助金の交付

【開始年度】平成13年度

【事業内容】家庭用生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付する。

【補助内容】補助率1/2、補助限度額10,000円

※平成20年度から令和2年度までは15,000円

【交付実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	120世帯	159世帯	244世帯	269世帯	276世帯
補助金交付額	1,490,000円	1,495,000円	2,351,000円	2,535,000円	2,675,000円

対象: 令和3年度から、過去に受け取っていない世帯

③ 水切りグッズ「やらまいか！水切りプレス」の作製・配布

やらまいか！水切りプレス

【開始年度】平成27年度

【事業内容】家庭での「水切り」「ひとしほり」を推進するため、本市オリジナルの水切りグッズ「やらまいか！水切りプレス」を作製し、希望者には区役所、協働センター等で配布する。



【配布実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布数	9,108個	862個	558個	553個	325個
学校	7,263個	-	0個	-	-
説明会	1,315個	-	0個	-	-
窓口	430個	660個	340個	340個	260個
自治会配布事業	-	200個	40個	-	20個
イベント・その他	100個	2個	178個	213個	45個

(2)資源物集団回収の推進

資源物集団回収協力金の交付

【開始年度】 平成4年度

【事業内容】 資源物の回収量に応じて、自治会、PTA、子ども会等に協力金を交付する。

【協力金単価】

対象品目	紙類				古着、 古布等	アルミ缶	リターナブル びん
	新聞・折込チラシ	雑誌・雑がみ	段ボール	その他紙類			
平成30年度	5.5円/kg	5.5円/kg	5.5円/kg	5.5円/kg	7円/kg	5.5円/kg	5.5円/kg
令和元年度から	5円/kg	7円/kg	5円/kg	5円/kg	7円/kg	3円/kg	5円/kg

※ 平成30年度から、前年度回収実績を上回った紙類(新聞・折込チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、その他紙類)の回収量に対して、特別協力金として1kgまでごとに2円を上乗せして交付している

【回収実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成団体数	617団体	617団体	602団体	565団体	526団体
協力金交付額	33,926,881円	33,744,815円	32,970,939円	28,719,379円	25,536,875円
前年比	△ 35.2%	△ 0.5%	△ 2.3%	△ 12.9%	△ 11.1%
加算金交付額	710,080円	1,230,668円	801,584円	427,990円	362,332円
団体数	107団体	175団体	185団体	99団体	127団体
回収量	355,040kg	615,334kg	400,792kg	213,995kg	181,166kg
回収量	6,171.6t	6,141.0t	6,008.6t	5,235.4t	4,657.1t
前年比	△ 35.5%	△ 0.5%	△ 2.2%	△ 12.9%	△ 11.0%
古紙類	5,757.6t	5,756.4t	5,640.3t	4,892.3t	4,338.1t
古着類	163.5t	145.7t	140.4t	125.9t	112.9t
アルミ缶	236.0t	227.4t	218.1t	205.2t	195.0t
リターナブルびん	14.6t	11.4t	9.8t	12.1t	11.1t
売却額	26,979,302円	30,957,426円	34,417,640円	30,287,675円	30,977,022円

※ 「リターナブルびん」の値は、回収本数を1本0.82kgで換算

※ 「売却額」は、団体が回収した資源物を資源物取扱い業者等に売却した額

※ 四捨五入により合計が合わない場合がある

(3)資源物拠点回収の取組

資源物拠点回収について広く市民に周知するために、「リサイクル拠点マップ」を作成し、区役所や協働センター等で配布。

令和2年度から浜松市地図情報サイトへ「資源物回収拠点マップ」を公開。

①施設拠点回収

【開始年度】平成17年度

【事業内容】清掃施設及び区役所・協働センター等に回収コーナーを設け、資源物を回収する。

【回収実績】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	回収品目(令和6年度)
清掃施設	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	7箇所	7箇所	古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)、古着類、アルミ缶※1、リターナブルびん※1
	回収量	112.8t	115.1t	121.5t	115.3t	117.2t	
区役所等	箇所数	12箇所	12箇所	12箇所	11箇所	11箇所	古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)、古着類※2
	回収量	762.7t	708.3t	648.3t	570.4t	515.3t	
合計	箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	
	回収量	875.5t	823.4t	769.8t	685.7t	632.5t	

※1 アルミ缶、リターナブルびんは西部清掃工場のみ回収

※2 雑がみ回収事業の回収量を含む

②みどりのリサイクル

【開始年度】平成17年度 ※市町村合併後、細江地域のものを引き継いで実施

【事業内容】家庭から排出される剪定枝(落ち葉、草花、枝等)のリサイクルを目的として、市内各地の回収拠点にて無料で回収する。

【回収実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	9箇所	10箇所
回収量	1,334.1t	1,242.4t	1,282.1t	1,451.0t	1,648.3t

③木製家具資源化業務

【開始年度】令和6年度 ※令和5年6月から実証事業として実施

【事業内容】家庭から排出される木製家具について、市民が資源化業者へ直接搬入し、無料で回収の上で、資源化する。

【回収実績】

区分	令和5年度(6月～)	令和6年度
箇所数	1箇所	1箇所
回収量	86.0t	114.4t

④廃食用油の回収

廃食用油回収タンク

【開始年度】平成 21 年度

※平成 20 年度にモデル事業として実施

【事業内容】家庭から排出される廃食用油を再資源化するため、市施設等の拠点で回収する。



【回収実績】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市施設 回収量	箇所数	69箇所	69箇所	69箇所	68箇所	68箇所
	回収量	28,950ℓ	27,460ℓ	21,900ℓ	21,010ℓ	22,170ℓ
		26.6t	25.3t	20.1t	19.3t	20.4t
自治会 回収量	箇所数	16箇所	7箇所	9箇所	3箇所	10箇所
	回収量	3,030ℓ	2,050ℓ	2,700ℓ	850ℓ	3,300ℓ
		2.8t	1.9t	2.5t	0.8t	3.0t

インクカートリッジ回収箱

⑤インクカートリッジの回収

【開始年度】平成 23 年度

【事業内容】家庭から排出されるインクジェットプリンタの使用済みインクカートリッジを市施設にて回収する。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加



【回収実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	73箇所	73箇所	73箇所	72箇所	72箇所
回収量	1.40t	1.36t	1.44t	1.47t	1.38t

⑥使用済小型電子機器等の回収

小型家電回収ボックス



【開始年度】平成 24 年度(開始は平成 25 年 3 月から)

【事業内容】レアメタルなどの資源確保、ごみ処理量の削減及び再資源化率の向上を目的として、使用済小型電子機器等を市施設にて回収する。

【回収品目】使用済小型電子機器等の回収にかかるガイドラインにある特定対象品目

【その 他】平成 26 年度から、リネットジャパンリサイクル株式会社と事業協定を締結し、宅配便を使用した回収を開始。平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月まで東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加了。

【回収実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	55箇所	55箇所	55箇所	54箇所	54箇所
回収量	80.1t	81.5t	69.0t	75.2t	86.5t

⑦雑がみ回収事業

【開始年度】令和 2 年 7 月

【事業内容】雑がみ分別チャレンジから発展し、雑がみ回収の更なる促進のため、区役所・協働センタ一等に雑がみ回収カートを設置し、回収拠点を拡大した。

【回収実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	57箇所	57箇所	57箇所	56箇所	55箇所
回収量	20.0t	35.8t	46.0t	42.3t	66.8t

⑧羽毛ふとん回収

【開始年度】令和元年度(令和元年7月から)

【事業内容】ダウン 50%以上の羽毛ふとんを市施設にて回収する。

【回収実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	7箇所
回収量	605枚	476枚	598枚	452枚	769枚
	1.5t	1.1t	1.4t	1.1t	1.8t

(4)ごみ減量教育の推進

①小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」の配布

【開始年度】昭和 57 年度

【事業内容】小学 4 年生を対象に、社会科副読本「ごみとわたしたち」を作成・配布する。

【作成実績】



区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成数	9,000部	9,000部	9,000部	8,700部	-

※令和 6 年度作成分からデジタル版に移行したため、製本版の作成はなし。

②雑がみ分別袋の配布

雑がみ分別袋

【開始年度】平成 25 年度

※平成 24 年度にモデル事業として実施

【事業内容】市立の幼稚園・小中学校、自治会対象の説明会やごみ減量啓発イベント等で配布するために、雑がみ分別袋を作製する。



新デザイン

【作製実績】令和 4・5 年度は、若者世代に向けた啓発として文芸大の学生がデザインした雑がみ分別袋を作製し、百貨店の店舗、ドラッグストア、書店等で配布した。

令和 6 年度は、ごみ減量目標値を掲載した分別袋を作製し、従来の配布箇所に加えスーパー等での配布も実施した。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作製数	40,500部	24,780部	23,000部	80,000部	150,000部
			45,000部	25,000部	-

新デザイン

③こどもモッタイナイ大作戦

【開始年度】平成 29 年度

【事業内容】児童が夏休み期間中に食品ロス削減などのごみ減量に実際に取り組んでもらうことで、各世帯の日常生活において「食の大切さ」や「ごみ減量」について学ぶもの。参加者には啓発物品を配布し、取組優秀校を表彰する。

※平成 29・30 年度は「小学 4 年生ごみ減量チャレンジ事業」として実施

【参加人数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加児童数	14,404人	15,861人	16,969人	16,188人	15,291人

取組結果	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水切り	2,525kg	4,463kg			
雑がみ	10,817kg	13,726kg	13,843kg	12,251kg	12,541kg
プラ	5,231kg	6,284kg	7,062kg	6,752kg	6,950kg
食べきり	2,976kg	3,466kg	3,571kg	3,549kg	3,171kg
計	21,549kg	27,939kg	24,476kg	22,552kg	22,662kg

(5)ごみ減量の啓発

①ごみ減量、リサイクルの推進等

市民へのごみ減量・リサイクルの意識高揚を図るため、以下の活動を実施

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ○ そよら浜松西伊場半年祭(そよら浜松西伊場) | 令和6年4月 |
| ○ ひろえは街が好きになる運動(浜松まつり会場) | 令和6年5月 |
| ○ 浜名湖花博 2024(はままつフラワーパーク) | 令和6年6月 |
| ○ ごみ減量啓発イベント(そよら浜松西伊場) | 令和6年7月 |
| ○ LOVE ろっ！浜松(イオンモール浜松市野) | 令和6年9月 |
| ○ 労福協まつり(浜名湖ガーデンパーク) | 令和6年10月 |
| ○ そよら浜松西伊場周年祭(そよら浜松西伊場) | 令和6年10月 |
| ○ SALAEXPO2024(サーラプラザ浜松) | 令和6年11月 |
| ○ 食品ロス削減啓発イベント(イオンモール浜松志都呂) | 令和6年11月 |
| ○ 浜松市消費生活展(そよら浜松西伊場) | 令和7年1月 |
| ○ 園・学校へコンポストの配布 | |

園児・児童・生徒が給食の生ごみ等を使った堆肥作りを通して、循環型社会を体験した。

実施施設:笠井保育園、可美保育園、志都呂幼稚園、順愛こども園、ハローこども園、追分小、篠原中、浜松特別支援学校

- 大都市減量化・資源化共同キャンペーン(10月)

啓発ポスターの掲示(400部)

啓発物品(保冷バッグ)の配布(1,130個)

コンポストの設置を体験する児童



②ごみ減量・3R 説明会の開催

【開始年度】平成26年度

【事業内容】ごみ減量を目的として、自治会等に説明会を実施する。

令和元年度と令和2年度は、ごみ減量天下取り大作戦の3つの作戦への取組を宣言した世帯に、市が作製した特別仕様のごみ袋「ごみ減量天下取り宣言ごみ袋」を配布した。

【開催実績】

区分	令和2年度	※宣言ごみ袋配布	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			15回	27回	24回	25回
開催回数	106回	87回	15回	27回	24回	25回
参加者数	2,544人	1,772人	619人	1,324人	853人	958人

<ごみ減量天下取り宣言ごみ袋>

・赤色半透明、一部バイオマス原料使用 ・20リットルごみ袋×25枚入りセット ・もえるごみ専用

③インスタグラム投稿キャンペーン

【実績】

	事業名称	事業内容	投稿数
令和3年度	はままつエコレシピInstagramハッシュタグキャンペーン	食品ロスの削減のため、エコレシピを実践した写真をインスタグラムに投稿してもらい、若い世代への啓発を図る。	650 件
令和4年度	「浜松市 環境×SDGs 笑いで繋がるSDGs HA!HA!HA!HAMAMATSU!! やらまいかキャンペーン」	市民に環境とSDGsに関連する取組みに関する写真をインスタグラムに投稿してもらい、市民の行動変容をおこすとともに、情報拡散を図る。	549 件
令和5年度	浜松まるごといただきます！キャンペーン	インスタグラムアカウントを所有する各課(ごみ減量推進課、農業水産課、健康増進課)が連携し、市民が「食品ロス削減」及び「地産地消」、「野菜摂取」を実践した写真をインスタグラムに投稿してもらい市民の行動変容に繋げる。	651 件
令和6年度	Go！みんなで404インスタグラム投稿キャンペーン	市民に、各家庭でごみ減量を実践した写真等に、指定のハッシュタグを付け、感想などのコメントと共にインスタグラムへ投稿してもらうことで、ごみ減量の目標値の周知・啓発及びごみ減量実践への動機付けを図る。	400 件

④出前講座の開催

【事業内容】ごみや資源物の正しい出し方についての出前講座を実施する。

【開催実績】※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催なし

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	内訳					
						一廃課	北部窓口	南部清掃	平和清掃	浜北清掃	天童清掃
開催回数	0回	7回	5回	6回	6回	4回	1回	0回	0回	1回	0回
参加者数	0人	352人	166人	704人	145人	84人	50人	0人	0人	11人	0人

⑤はままつ脱プラスチック推進事業者への登録

【開始年度】令和3年度

【事業内容】プラスチックごみの排出抑制と、プラスチックの資源循環に対する意識を醸成するため、市内事業者に対し、はままつ脱プラスチック推進事業者の登録を呼び掛け、登録事業者には店舗内で登録証やミニのぼり旗を掲出するなど、脱プラに関する普及啓発に協力いただいている。そのほか、事業者との連携によるプラスチックごみ削減に関する広報活動を行っている。

【登録実績】21社(令和7年4月1日時点)

⑥リユース事業に関する連携協定の締結

○「浜松市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」

「浜松市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定」

【開始年度】令和4年度(令和5年3月14日締結)

【事業内容】リユース事業に関する情報を市民に提供し、リユース活動の促進により循環型社会の形成を図るため、リユースサイトを運営する(株)ジモティー、(株)マーケットエンタープライズ(「おいら」サイト運営)と連携協定を締結

○「浜松市と株式会社 ECOMMITとの資源循環等の推進に関する協定」

【開始年度】令和6年度(令和7年2月28日締結)

【事業内容】使用可能な衣類や雑貨類のリユースを促進し、廃棄物の発生を抑制するとともに、持続可能な資源循環型社会の実現を目指すため、回収、選別、再流通を行う(株)ECOMMITと連携協定を締結

⑦清掃施設の見学

【事業内容】市民や自治体、議会関係者等を対象として、ごみ処理施設の見学受け入れを実施する。

【ごみ処理施設見学の開催実績】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	施設めぐり (小学4年生)	自治会他	行政視察	その他
平和清掃事業所	件数	5件	8件	11件	10件	5件	2件	—	—	3件
	人数	342人	517人	255人	217人	188人	146人	—	—	42人
天竜清掃事業所	件数	—	—	—	—	126件	17件	27件	27件	55件
	人数	—	—	—	—	2,757人	924人	589人	294人	950人
西部清掃工場	件数	76件	101件	121件	131件	108件	69件	2件	2件	35件
	人数	8,872人	10,641人	11,150人	11,575人	10,411人	4,595人	55人	27人	5,734人
南部清掃工場	件数	7件	4件	6件	3件	—	—	—	—	—
	人数	227人	125人	133人	107人	—	—	—	—	—
合計	件数	88件	113件	138件	144件	239件	88件	29件	29件	93件
	人数	9,441人	11,283人	11,538人	11,899人	13,356人	5,665人	644人	321人	6,726人

※ 南部清掃工場は令和6年3月31日をもって閉鎖

【し尿処理施設見学の開催実績】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	施設めぐり (小学4年生)	自治会他	行政視察	その他
東部衛生工場	件数	—	—	1件	—	—	—	—	—	—
	人数	—	—	8人	—	—	—	—	—	—
西部衛生工場	件数	—	—	—	—	1件	—	—	1件	—
	人数	—	—	—	—	4人	—	—	4人	—

⑧Go！みんなで404チャレンジ

【開始年度】 令和5年度

【事業内容】 浜松市一般廃棄物処理基本計画の中で、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和2年度と比較して令和10年度に20%を減量し、404.0g以下にするとしている。この目標値を達成するため、市民の皆様とごみ減量の目標値を共有し、ごみ減量に取り組んでもらうよう、各種イベントや啓発広報活動などを実施している。

【実施実績】

年度	イベント開催	その他広報活動
令和5年度	○トークイベント「Go！みんなで404チャレンジ」の実施 開催日 令和6年3月20日 当日参加者数 203人	遠鉄バス電光掲示、えんてつビジョン、ケーブルテレビ、新聞広告、インターネット広告、イオンモール浜松市野フードコートモニター、ボートレース浜名湖冠レース、府内モニター・放送、YouTube動画、FMハロー「はままつ案内所」、SBSラジオ「はままつ案内所」、下池川交差点ビジョン、TV15秒スポットCM、カナルはままつ「Go！みんなで404チャレンジ」目標値等を掲載(やさしい日本語、ポルトガル語、英語、フィリピノ語、中国語、スペイン語)
令和6年度	○トークイベント「ごみ減量チャレンジDay～みんなでサステナブル!?」の実施 開催日 令和6年9月8日 当日参加者数 325人	遠鉄バス電光掲示、ケーブルテレビ、新聞広告、イオンモール浜松市野フードコートモニター、ボートレース浜名湖冠レース、府内モニター・放送、府内カウンター椅子広告、浜松市公式LINE通知、YouTube動画、FMハロー「はままつ案内所」、K-MIX「GOOD-TIE!」、下池川交差点ビジョン、カナルはままつ「Go！みんなで404チャレンジ」目標値等を掲載(やさしい日本語、ポルトガル語、英語、ベトナム語、フィリピノ語、中国語、スペイン語)

(6)事業系ごみの減量

①減量・資源化・適正処理計画書の提出

【開始年度】 平成 26 年度

【事業内容】 「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」に基づき、大規模建築物所有事業者に対して減量・資源化・適正処理計画書の作成及び提出、事業系一般廃棄物管理責任者の選任及び届出を義務付ける。

【提出実績】 令和 6 年度 (回答率 100 %)

【対象事業者業種一覧】

スーパー・ ドラッグストア	複合商業施設	小売店	ホテル・ 結婚式場	事業所	合計
90件	46件	59件	37件	23件	
事務所等 (ビル等)	サービス業	民間教育機関	公務所	市施設	397件
44件	11件	15件	22件	50件	

②立入検査の実施

【開始年度】 平成 26 年度

【事業内容】 提出された計画書に基づき、実際の廃棄物の発生・処理等の状況や事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する取組を把握する目的で、大規模建築物所有事業者に対して立入検査を実施する。

【立入実績】 令和 6 年度 60 件

【立入実施事業者業種一覧】

スーパー・ ドラッグストア	複合商業施設	小売店	ホテル・ 結婚式場	事業所	合計
14件	13件	7件	7件	4件	
事務所等 (ビル等)	サービス業	民間教育機関	公務所	市施設	60件
7件	1件	4件	0件	3件	

③食品ロス削減協力店への登録

【開始年度】 平成 30 年度

【事業内容】 食品ロス削減のため、市内食料品提供事業者に対し食品ロス削減協力店への登録を呼び掛け、登録事業者には店舗内でミニのぼり旗やステッカーを掲出するなど、食品ロス削減に関する普及啓発に協力いただいている。

【登録実績】 380 店舗 ※令和 6 年度までの合計

(7) 終了したごみ減量・リサイクル事業

① 雑がみ分別チャレンジ

【実施年度】 平成 30 年度、令和元年度

【事業内容】 家庭から出る雑がみを、区役所・協働センターで回収し持ち込んだ市民にごみ出しグッズを配布することで、雑がみの分別リサイクルの習慣化を図り、もえるごみの減量へつなげていく。

【平成 30 年度実績】

実施区	参加者	回収量
東区	2,974人	6,150kg

【令和元年度実績】

実施区	参加者	回収量
西区	3,099人	5,981kg
南区	2,637人	5,045kg
浜北区	2,515人	5,165kg

② ごみ減量・3R推進フェスタの開催

【開催年度】 令和 2 年度～令和 3 年度

【事業内容】 幅広い年齢層にごみ減量について啓発を行うことを目的とし、浜松科学館でイベントを開催。令和 2 年度はごみ減量天下取りフェスタとして実施。

【開催実績】

令和2年度	エコ・サイエンスショー	エコ・ワークショップ	食品ロス削減×ごみ減量シンポジウム (井出留美氏)	その他ごみ減量体験イベント
開催回数・日数	2回×4日	12日間	-	-
参加者数	290人	231人	280人	70人

令和3年度	エコ・サイエンスショー	エコ・ワークショップ	わくわくさんの親子リサイクル工作教室
開催回数・日数	3回×3日	3日間	-
参加者数	502人	235人	87人

③ 生ごみ減量セミナーの開催

【実施年度】 平成 26 年度～平成 30 年度

【事業内容】 生ごみ堆肥化容器の配布を受けた者などを対象に、生ごみを減らすための取組等の紹介。

④ 親子リサイクル見学会の開催

【実施年度】 平成 14 年度～平成 30 年度

【事業内容】 資源の有効活用やごみの減量・分別・リサイクルについての意識高揚を目的として、公募した小学生・保護者を対象に、夏休みに市内のリサイクル処理施設等の見学会を開催。

⑤資源物集団回収保管庫の貸与

【実施年度】 平成 25 年度～平成 30 年度

【事業内容】 資源物を排出しやすい環境作りを目的として、希望する自治会に対し、保管庫を無償で貸与する。



【貸与実績】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
物置タイプ	22自治会	11自治会	14自治会	11自治会
ボックスタイプ	6自治会	4自治会	2自治会	4自治会
合計	28自治会	15自治会	16自治会	15自治会

2 環境美化の推進

(1) 環境美化推進員

【開始年度】 平成 24 年度

【事業内容】 ごみ集積所の管理、ごみ分別指導及びごみ減量啓発等を推進するため、リーダー的役割を担う「環境美化推進員」を自治会が選出し、情報提供・意見交換の場として、行政区ごとの会議や研修会を開催する。

【推進員数】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推進員数	4,411人	3,953人	3,939人	3,945人	3,997人

【参加実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会議	—	132人	668人	436人	659人
研修会	140人	—	733人	754人	791人

※ 令和 2 年度会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施なし

※ 令和 3 年度会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により東区のみ実施し、研修会は動画視聴による個別研修とした

※ 令和 4 年度・令和 5 年度・令和 6 年度研修会は、事例集の配布による個別研修とした



会議の様子



事例集

(2) 路上死亡動物の処理

【事業内容】 民間事業者への業務委託により、道路上で死亡している飼い主のいない犬・猫や野生動物を回収する。

【処理実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	5件	2件	1件	2件	1件
猫	1,921件	1,787件	1,697件	1,543件	1,548件
その他	2,609件	2,685件	2,995件	3,004件	3,003件
合計	4,535件	4,474件	4,693件	4,549件	4,552件

※ その他とは鳥類、ハクビシンなど、犬・猫を除いた小動物

(3) 不当排出及び不法投棄の対策

【実施内容】

- 不当排出防止パトロール班(清掃事業所・センター)と地域の自治会等との連携による不当排出、不法投棄防止の啓発
- 民間事業者への業務委託により、市内全域の不法投棄パトロールを実施
- 自治会等の協力により不法投棄防止用の看板を設置

【不当排出処理実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理件数	12,380件	11,104件	10,067件	8,197件	10,239件

【不法投棄の発見箇所及び投棄量】

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	箇所数	投棄量								
一般廃棄物	13箇所	281kg	15箇所	374kg	14箇所	471kg	8箇所	360kg	11箇所	227kg
産業廃棄物	1箇所	110kg	0箇所	0kg	0箇所	0kg	1箇所	616kg	1箇所	221kg
合計	14箇所	391kg	15箇所	374kg	14箇所	471kg	9箇所	976kg	12箇所	448kg

(4) ごみ・資源物の持ち去り禁止

【開始年度】 平成 25 年度(平成 25 年 1 月から)

【事業内容】 ごみ・資源物の持ち去り行為に対して罰則規定を設け、警察 OB の職員 2 名により、早朝の時間帯から市民の通報等に基づき、持ち去り行為が発生している場所を重点的にパトロールするなど、条例に基づく取り締まりを実施する。

【指導実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通報件数	8件	17件	43件	32件	59件
指導回数	2回	6回	3回	0回	2回

(5) 収集車火災の発生状況

【発生状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火災事故発生件数	7件	5件	5件	2件	4件
(うち消防出動あり)	(3件)	(3件)	(1件)	(1件)	(2件)

第7章 し尿の処理

1 処理状況

(1)し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部衛生工場	し尿	6,193.7kℓ	5,839.6kℓ	5,614.1kℓ	5,273.5kℓ	5,049.0kℓ
	浄化槽汚泥	50,707.2kℓ	49,146.2kℓ	48,508.8kℓ	47,749.8kℓ	48,515.8kℓ
	計	56,900.9kℓ	54,985.8kℓ	54,122.8kℓ	53,023.3kℓ	53,564.8kℓ
西部衛生工場	し尿	4,418.5kℓ	4,278.0kℓ	4,142.2kℓ	3,642.5kℓ	3,768.5kℓ
	浄化槽汚泥	49,211.4kℓ	49,039.1kℓ	48,982.9kℓ	49,003.6kℓ	50,647.7kℓ
	計	53,630.0kℓ	53,317.1kℓ	53,125.1kℓ	52,646.0kℓ	54,416.2kℓ
合計	し尿	10,612.2kℓ	10,117.6kℓ	9,756.3kℓ	8,916.0kℓ	8,817.4kℓ
	浄化槽汚泥	99,918.6kℓ	98,185.3kℓ	97,491.7kℓ	96,753.4kℓ	99,163.6kℓ
	計	110,530.9kℓ	108,302.9kℓ	107,248.0kℓ	105,669.4kℓ	107,981.0kℓ

※ 端数により合計が合わない場合がある

(2)処理形態

令和7年4月1日現在

区分		行政区域内	下水道	浄化槽	し尿収集	農業集落	自家処理
浜松処理区	人口	587,039人	515,246人	64,913人	6,196人	684人	0人
	世帯数	275,981世帯	244,273世帯	28,501世帯	2,909世帯	298世帯	0世帯
	構成比	-	87.8%	11.1%	1.1%	0.1%	0.0%
浜北処理区	人口	99,121人	50,955人	44,432人	3,734人	0人	0人
	世帯数	40,408世帯	20,975世帯	17,908世帯	1,524世帯	0世帯	0世帯
	構成比	-	51.4%	44.8%	3.8%	0.0%	0.0%
天竜処理区	人口	24,616人	13,862人	8,397人	1,151人	824人	382人
	世帯数	11,741世帯	6,323世帯	4,279世帯	560世帯	386世帯	194世帯
	構成比	-	56.3%	34.1%	4.7%	3.3%	1.6%
舞阪・雄踏処理区	人口	25,600人	24,269人	1,182人	149人	0人	0人
	世帯数	11,312世帯	10,795世帯	452世帯	65世帯	0世帯	0世帯
	構成比	-	94.8%	4.6%	0.6%	0.0%	0.0%
引佐処理区	人口	44,635人	17,401人	25,850人	1,384人	0人	0人
	世帯数	18,996世帯	7,479世帯	10,926世帯	591世帯	0世帯	0世帯
	構成比	-	39.0%	57.9%	3.1%	0.0%	0.0%
合計	人口	781,011人	621,733人	144,774人	12,614人	1,508人	382人
	世帯数	358,438世帯	289,845世帯	62,066世帯	5,649世帯	684世帯	194世帯
	構成比	-	79.6%	18.5%	1.6%	0.2%	0.0%

※ 端数により合計が合わない場合がある

※ 人口及び世帯数は、住民基本台帳により算出、外国人を含む

※ 天竜区緑恵台は、合併浄化槽として浄化槽へ加えた

(3)収集状況

令和6年度

区分	日数	収集件数			収集量			
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	
浜松処理区	年量	243日	20,641件	20,395件	41,036件	5,593kℓ	47,463kℓ	
	日量	-	84.9件	83.9件	168.9件	23.0kℓ	195.3kℓ	
浜北処理区	年量	243日	5,344件	8,954件	14,298件	1,641kℓ	23,993kℓ	
	日量	-	22.0件	36.8件	58.8件	6.8kℓ	98.7kℓ	
天竜処理区	天竜地区	年量	228日	1,418件	1,275件	2,693件	203kℓ	
		日量	-	6.2件	5.6件	11.8件	0.9kℓ	
	春野地区	年量	179日	519件	499件	1,018件	219kℓ	
		日量	-	2.9件	2.8件	5.7件	1.2kℓ	
	佐久間地区	年量	171日	520件	201件	721件	171kℓ	
		日量	-	3.0件	1.2件	4.2件	1.0kℓ	
	水窪地区	年量	133日	302件	139件	441件	128kℓ	
		日量	-	2.3件	1.0件	3.3件	1.0kℓ	
	龍山地区	年量	93日	152件	103件	255件	61kℓ	
		日量	-	1.6件	1.1件	2.7件	0.7kℓ	
雄踏・舞阪処理区	舞阪地区	年量	85日	225件	91件	316件	56kℓ	
		日量	-	2.6件	1.1件	3.7件	0.7kℓ	
	雄踏地区	年量	103日	479件	179件	658件	85kℓ	
		日量	-	4.7件	1.7件	6.4件	0.8kℓ	
引佐処理区	細江地区	年量	243日	1,092件	2,460件	3,552件	135kℓ	
		日量	-	4.5件	10.1件	14.6件	0.6kℓ	
	引佐地区	年量	252日	1,331件	2,242件	3,573件	219kℓ	
		日量	-	5.3件	8.9件	14.2件	0.9kℓ	
	三ヶ日地区	年量	241日	1,702件	2,929件	4,631件	307kℓ	
		日量	-	7.1件	12.2件	19.2件	1.3kℓ	
年量合計		-	33,725件	39,467件	73,192件	8,817kℓ	99,164kℓ	
							107,981kℓ	

※ 端数により合計が合わない場合がある

(4)施設別処理状況

令和6年度

区分	稼働日数	処理量			
		し尿	浄化槽汚泥	計	
浜松処理区(約5割)	東部衛生工場	年量	243日	5,049.0kℓ	
浜北処理区	西部衛生工場	年量	254日	3,768.5kℓ	
天竜処理区					
浜松処理区(約5割)	西部衛生工場	日量	-	20.8kℓ	
舞阪・雄踏処理区					
引佐処理区					
年量合計		-		199.7kℓ	
				220.4kℓ	
				214.2kℓ	
				8,817.4kℓ	
				99,163.6kℓ	
				107,981.0kℓ	

※ 端数により合計が合わない場合がある

※ 浜松処理区の収集分は、東部衛生工場と西部衛生工場で約5割ずつ振り分けて処理を行っている

(5)収集稼働状況

令和6年度

区分			日数	人員	延台数	収集回数	収集量	収集件数	走行距離	1台あたり 収集量	1台あたり 収集件数	1台あたり 走行距離	
浜松 処理区	(一財)浜松市 清掃公社	年量	243日	8,136人	18,562台	5,882回	53,056.8kℓ	41,036件	396,552km	694.6kℓ	537.2件	5,191.4km	
		日量	-	33.5人	76.4台	24.2回	218.3kℓ	168.9件	1,631.9km	2.9kℓ	2.2件	21.4km	
浜北 処理区	(民間事業者)	年量	243日	2,972人	7,627台	3,150回	25,634.6kℓ	14,298件	195,767km	816.7kℓ	455.5件	6,237.2km	
		日量	-	12.2人	31.4台	13.0回	105.5kℓ	58.8件	805.6km	3.4kℓ	1.9件	25.7km	
天竜 処理区	(民間事業者)	天竜地区	年量	228日	548人	1,129台	548回	3,585.3kℓ	2,693件	64,531km	724.1kℓ	543.8件	13,031.9km
		日量	-	2.4人	5.0台	2.4回	15.7kℓ	11.8件	283.0km	3.2kℓ	2.4件	57.2km	
	(民間事業者)	春野地区	年量	179日	280人	593台	280回	1,302.4kℓ	1,018件	23,696km	393.1kℓ	307.3件	7,152.8km
		日量	-	1.6人	3.3台	1.6回	7.3kℓ	5.7件	132.4km	2.2kℓ	1.7件	40.0km	
	(民間事業者)	佐久間地区	年量	171日	285人	377台	273回	695.3kℓ	721件	19,895km	315.4kℓ	327.0件	9,024.0km
		日量	-	1.7人	2.2台	1.6回	4.1kℓ	4.2件	116.3km	1.8kℓ	1.9件	52.8km	
	(民間事業者)	水窪地区	年量	133日	191人	297台	194回	610.9kℓ	441件	14,707km	273.6kℓ	197.5件	6,586.0km
		日量	-	1.4人	2.2台	1.5回	4.6kℓ	3.3件	110.6km	2.1kℓ	1.5件	49.5km	
	(民間事業者)	龍山地区	年量	93日	126人	216台	117回	477.8kℓ	255件	8,954km	205.7kℓ	109.8件	3,855.2km
		日量	-	1.4人	2.3台	1.3回	5.1kℓ	2.7件	96.3km	2.2kℓ	1.2件	41.5km	
舞阪・ 雄踏 処理区	(民間事業者)	舞阪地区	年量	85日	90人	109台	91回	239.3kℓ	316件	3,791km	186.6kℓ	246.4件	2,956.3km
		日量	-	1.1人	1.3台	1.1回	2.8kℓ	3.7件	44.6km	2.2kℓ	2.9件	34.8km	
	(民間事業者)	雄踏地区	年量	103日	127人	184台	129回	663.4kℓ	658件	6,989km	371.4kℓ	368.3件	3,912.3km
		日量	-	1.2人	1.8台	1.3回	6.4kℓ	6.4件	67.9km	3.6kℓ	3.6件	38.0km	
引佐 処理区	(民間事業者)	細江地区	年量	243日	1,357人	1,999台	2,507回	7,636.6kℓ	3,552件	61,325km	928.3kℓ	431.8件	7,454.7km
		日量	-	5.6人	8.2台	10.3回	31.4kℓ	14.6件	252.4km	3.8kℓ	1.8件	30.7km	
	(民間事業者)	引佐地区	年量	252日	939人	2,946台	939回	5,701.8kℓ	3,573件	49,787km	487.7kℓ	305.6件	4,258.8km
		日量	-	3.7人	11.7台	3.7回	22.6kℓ	14.2件	197.6km	1.9kℓ	1.2件	16.9km	
	(民間事業者)	三ヶ日地区	年量	241日	2,289人	4,792台	1,034回	8,376.5kℓ	4,631件	64,339km	421.3kℓ	232.9件	3,235.7km
		日量	-	9.5人	19.9台	4.3回	34.8kℓ	19.2件	267.0km	1.7kℓ	1.0件	13.4km	
合計			-	17,340人	38,831台	15,144回	107,981.0kℓ	73,192件	910,333km	-	-	-	

※ 端数により合計が合わない場合がある

※ 1台あたりの平均数値は概数である

第8章 その他

1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(1)ごみ関係(51事業者)

令和7年4月1日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号	取り扱う 廃棄物の種類	収集を行うことの できる区域	車両数
㈱三共	中央区田尻町203-1	442-1001	ごみ	浜松、浜北、天竜	34
㈱ミダックライナー	中央区有玉南町2163	471-9380	ごみ	浜松、舞阪雄踏、 浜北、天竜	24
(有)浜松ダスト清掃社	中央区西浅田一丁目6-17	455-3332	ごみ	浜松	4
(有)北部清掃	中央区元浜町317-1	471-6042	ごみ	浜松、浜北	8
(有)田中商店	中央区西塚町313-4	464-1025	ごみ	浜松	3
(有)久野商店	中央区崩野町219	426-2715	ごみ	浜松	5
(有)クリーン東海	中央区和合町369-1	473-6601	ごみ	浜松	3
(有)ECOランナー	中央区三方原町1460-4	439-7785	ごみ	浜松	5
エス・ライナー(株)	中央区市野町550-2	432-5555	ごみ	浜松	3
(有)田畠商店	中央区神田町1330	441-2724	ごみ	浜松	4
㈱太洋サービス	中央区篠原町26745-1	447-4640	ごみ	浜松	2
㈱山本エコロジーサービス	中央区神田町758	442-5300	ごみ	浜松	8
(有)クリーンサービス岩田	中央区高丘東二丁目5-12	438-3608	ごみ	浜松	4
㈱ミダックこなん	中央区馬郡町902-1	523-7788	ごみ	浜松	2
(有)オカダ商店	中央区楊子町1121-8	463-7185	ごみ	浜松	3
㈱岩田商店	中央区神田町1488	441-1110	ごみ	浜松	6
㈱山ス鈴木商店	中央区寺島町25	452-2424	ごみ	浜松	2
㈱紙資源リサイクルセンター	中央区流通元町1-3	421-7771	ごみ	浜松	5
㈱細田佳平商店	中央区元浜町34-3-504	523-8401	ごみ	浜松	2
㈱エス・ティ産業	中央区馬郡町1850-16	597-2248	ごみ	浜松	8
環境保全(株)	中央区桜台五丁目9-1	437-6653	ごみ	浜松	4
(有)小坂商店	中央区西浅田一丁目8-20	441-0487	ごみ	浜松	10
丸九環境整備(有)	中央区白羽町309-3	441-9105	ごみ	浜松	3
㈱ミダック	中央区有玉南町2163	414-1888	ごみ	浜松	3
㈱タマヤ	中央区鶴見町2500-3	422-6111	ごみ	浜松	3
㈱MSKレックス	中央区和光町508-2	488-6699	ごみ	浜松	3
(有)西遠防疫社	中央区鴨江二丁目9-5	454-8015	ごみ	浜松	2
㈱美興	中央区高丘東一丁目5-19	437-7535	ごみ	浜松	2
丸友開発(株)	中央区東若林町568-2	454-8118	ごみ	浜松	4
(有)常光商会	中央区鶴見町398-1	544-6356	ごみ	浜松	2
㈱リサイクルクリーン	天竜区二俣町二俣41	925-1366	ごみ	浜松、浜北、天竜	20
(有)内藤クリエーション	中央区海老塚町829-2	450-3477	ごみ	浜松	3
㈱クリーン浜松	中央区貴平町617-3	431-6220	ごみ	浜松	3

事業者名	事業所所在地	電話番号	取り扱う 廃棄物の種類	収集を行うことの できる区域	車両数
(有)山田組	中央区上浅田二丁目5-21	450-2888	ごみ	浜松	2
(株)アーシス	中央区坪井町1559-26	448-8297	ごみ	浜松、舞阪雄踏	9
(有)佐藤産業	中央区松島町393-2	427-0511	ごみ	浜松	3
夏目 成隆(夏目飼料)	中央区佐浜町147	486-2597	ごみ (魚アラに限る。)	浜松市内全域	7
富士勝飼料(株)	中央区三方原町2142-5	436-0844	ごみ (魚アラに限る。)	浜松市内全域	6
(有)大野商会	浜名区高蔵267-1	569-4004	ごみ	浜北	7
鶴山 豊(山三紙業・金属)	浜名区中瀬1509-1	588-1574	ごみ	浜北	6
(有)松浦商店	浜名区小松3400	586-2865	ごみ	浜北	3
(株)戸田工業	浜名区寺島3195-1	586-2247	ごみ	浜北	3
(有)Kamiya R. C	浜名区根堅2475-3	583-0314	ごみ	浜北	3
(株)テクノ環境	天竜区二俣町二俣2212	925-6368	ごみ	天竜	1
(有)浜名クリー	中央区伊左地町2106-1	401-3373	ごみ	舞阪雄踏	14
中村金属興業(株)	中央区桜台一丁目4-1	430-4848	ごみ	舞阪雄踏	1
(有)西遠デトリー	浜名区細江町気賀1846	522-0629	ごみ	引佐	9
(有)金子商店	浜名区細江町気賀180-2	523-0800	ごみ	引佐	3
東名興産(株)	浜名区引佐町金指748	542-2311	ごみ	引佐	12
(有)明治商会	浜名区三ヶ日町津々崎592-1	524-0733	ごみ	引佐	3
(株)美濃ラボ	岐阜県 海津市平田町今尾1195-1	(0584) 66-3657	ごみ(実験動物の 死体等に限る。)	浜松市内全域	4

○収集を行うことができる区域

浜松：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。）

浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）

浜北：浜名区（旧浜北区の区域に限る。）

天竜：天竜区

舞阪雄踏：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。）

引佐：浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。）

(2) し尿・浄化槽汚泥関係(6事業者)

令和7年4月1日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号	取り扱う 廃棄物の種類	収集を行うことの できる区域	車両数
(一財)浜松市清掃公社	中央区花川町114	436-2255	し尿及び浄化槽汚泥	※1	36
株ハマセイ東海	浜名区新原2068-1	582-3325	し尿及び浄化槽汚泥	※2	9
株ハマエイ	浜名区平口5261-3	585-0058	し尿及び浄化槽汚泥	※3	17
(有)西遠デトリー	浜名区細江町気賀1846	522-0629	し尿及び浄化槽汚泥	※4	6
東名興産株	浜名区引佐町金指748	542-2311	し尿及び浄化槽汚泥	※5	13
(有)明治商会	浜名区三ヶ日町津々崎592-1	524-0733	し尿及び浄化槽汚泥	※6	6

○収集を行うことができる区域

※1：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。）

浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）

※2：浜名区（旧浜北区の区域に限る。ただし、し尿は西美薦、高畠、東美薦、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、八幡、平口本村、平口姥ヶ谷、内野台一丁目から四丁目、上島、赤佐全域、新原下善、新原東原の区域に限る。）

※3：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。）

浜名区（旧浜北区の区域に限る。ただし、し尿は寺島、中条、横須賀、油一色、善地、竜南、高薦、新堀、永島、上善地、小松、内野、染地台一丁目から六丁目、平口法師軒、平口新田、中瀬、宮口、新原本村、大平、堀谷、灰木の区域に限る。）
天竜区

※4：浜名区（細江町の区域に限る。）

※5：浜名区（引佐町、神宮寺町、三ヶ日町（東部）の区域に限る。）

※6：浜名区（三ヶ日町（西部）の区域に限る。）

2 廃棄物再生利用業者一覧

令和7年4月1日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号	事業の範囲			再生処理方法	再生品	処理能力
			取り扱うごみの種類	収集運搬	処分			
株中野町チップ	本社工場: 中央区伊左地町 3007-1	485-2235	木質系ごみ 繊維系ごみ(天然素材の畳に限る。)	不可	可	破碎処理によるチップ化	燃料用チップ 製紙用チップ	160.0t/日
	浜北工場: 浜名区竜南 518-1	587-9590	木質系ごみ			破碎処理によるチップ化		160.0t/日
阿多古建設 事業協同組合	天竜区両島 873-1	926-3052	草木類	可	可	破碎処理によるチップ化	土壤改良材 マルチング材	234.4t/日
幸和工業(株)	中央区三幸町 272	436-8481	草木類	可	可	破碎処理によるチップ化	土壤改良材 マルチング材	4.4t/日
(有)大善産業	中央区庄内町 1182-5	487-3737	草木類 木質系ごみ	可	可	破碎処理によるおが粉化	家畜敷料(おが粉)	2.24t/日
浜松環境維持管理(株)	中央区佐浜町 5366-1	485-9887	草木類(剪定枝等)	可	可	破碎処理によるチップ化	堆肥用原料 土壤改良材	4.54t/日
			草木類(刈草類)			切断処理によるチップ化		4.25t/日
	天竜区神沢字 柳久保384-2外		草木類(剪定枝等)			破碎処理によるチップ化		121t/日
(有)グリーンロード 浜松	浜名区引佐町 西久留女木371	545-0577	草木類	可	可	破碎処理によるチップ化	堆肥用原料 おが粉	4.35t/日
(有)コスモグリーン 庭好	中央区馬郡町 756-1	443-7190	草木類	可	可	破碎処理によるチップ化	堆肥用原料 土壤改良材	51.08t/日
株シーテック	静岡県榛原郡川 根本町千頭 816-1	(0547) 59-2377	草木類	可	不可			
株ミダック	中央区有玉南町 2158番地の2	471-9364	動植物性残さ 紙くず 廃プラスチック(生分解性プラスチックに 限る。)	可	可	堆肥化	有機質肥料原料	50kg/日

3 一般財団法人浜松市清掃公社

(1)沿革、設立目的

昭和 35 年ごろからし尿収集の許可業者に対する市民からの苦情やトラブルが多くなり、浜松市に対して早期に公社を設立し、し尿収集の適正化を図るよう要望があった。そのため、昭和 43 年 12 月公社設立準備事務局を設置、昭和 44 年 4 月 1 日に静岡県知事の許可を受け、財団法人として当公社を設立した。また、公益法人制度改革により平成 24 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行した。

公社は、環境衛生の向上及び環境保全に関する事業を行い、市民の快適な生活に寄与することを目的としている。

(2)組織の概要

①所在地及び資産状況

名 称	所在地	基本財産
一般財団法人浜松市清掃公社	浜松市中央区花川町 114 番地	10,000 千円

②事業内容

- ア し尿の収集及び運搬業務
- イ 凈化槽の清掃、汚泥収集及び運搬業務
- ウ 凈化槽の保守点検業務

③機構図

令和 7 年 4 月 1 日現在

職員数52人(臨時職員6人を含む)

【総務課9人】

事務局長 — 総務課長 — 総務グループ8人

【業務課43人】

業務課長 — 顧客サービスグループ7人
— 作業グループ10人
— 凈化槽グループ24人
— 凈化槽担当課長

役員等数14人

理 事 5人 … 理事長1人、公益代表者1人、有識者2人、市職員1人
監 事 2人 … 有識者1人、市職員1人
評 議 員 7人 … 公益代表者2人、有識者3人、市職員2人

4 産業廃棄物の処理

(1)概要

事業所から排出される多種多量の産業廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、これらの産業廃棄物を適正に処理して生活環境を保全するため、排出事業者の処理責任を原則として、排出事業所及び産業廃棄物処理業者に対し、監視・指導を実施している。

(2)処理等状況

①種類別排出状況(市内排出分)

令和5年度

(単位:t)

搬出元 産業廃棄物の種類	市内	県内 (市外)	県外	合計	構成比
がれき類	422,747	45,228	108,203	576,178	57.0%
廃プラスチック類	63,619	13,020	8,058	84,697	8.4%
木くず	74,824	17,038	11,655	103,517	10.2%
汚泥	9,484	11,173	21,201	41,858	4.1%
廃油	7,739	9,262	3,386	20,387	2.0%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	69,005	11,811	9,376	90,192	8.9%
金属くず	19,296	6,255	2,405	27,956	2.8%
特別管理産業廃棄物	3,259	2,007	1,144	6,410	0.6%
その他	10,825	17,514	31,879	60,218	6.0%
合 計	680,798	133,308	197,307	1,011,413	100%
構 成 比	67.3%	13.2%	19.5%	100.0%	-

※産業廃棄物処分業者が提出した産業廃棄物処分状況報告書の集計値

(小数点以下も算入しているため合計値が合わない場合があります)

②排出事業者への指導

令和 6 年度

区分		立入検査
産業廃棄物排出事業所	製造業	12件
	建設業	60件
	医療業	32件
	その他	75件
計		179件

③産業廃棄物処理業者への指導

令和 6 年度

区分	立入件数	指導等の状況			
		指導票	始末書等	改善命令等	許可の取消
収集運搬業	8件	—	—	—	—
処分業	120件	3件	—	—	—
	中間処分	89件	3件	—	—
	最終処分	6件	—	—	—
	中間 + 最終	25件	—	—	—
計		128件	3件	—	—

④産業廃棄物処理施設への指導

令和 6 年度

区分	許可施設	立入検査	収去検体
汚泥脱水施設	13件	6件	1件
汚泥焼却施設	4件	9件	3件
廃油油水分離施設	6件	4件	—
廃油焼却施設	4件	9件	3件
廃酸、廃アルカリ中和施設	4件	—	—
廃プラスチック類破碎施設	17件	33件	—
廃プラスチック類焼却施設	3件	6件	2件
木くず、がれき類破碎施設	47件	73件	—
汚泥コンクリート固型化施設	1件	1件	—
シアノ化合物の分解施設	3件	1件	—
その他焼却施設	3件	6件	2件
最終処分場	13件	32件	13件
合 計	118件	180件	24件

5 清掃事業のあゆみ

		昭和29年度以前	昭和29年度～昭和32年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	○厚生課（社会係、衛生係、清掃係 昭和27年7月）	昭和29年度 ○「清掃法」公布（4月22日） ○衛生課（衛生係、清掃係 10月） ○浜松市清掃条例制定（3月）
ご み 関 係	概 要	○直営による収集を開始（浜松ダスト清掃社買収 昭和15年） ○戦後民営業者誕生	昭和30年度 ○し尿・塵芥高速処理施設に関するテストに着手
	施 設 ・ 料 金		昭和29年度 ○料金 直営収集（無料） 業者収集（100円/60kg）
し 尿 関 係	概 要	○農家による収集 ○し尿収集業者誕生（昭和27年）	昭和29年度 ○浜松衛生社他11業者を許可業者とする。 ○浜松衛生業協同組合誕生（7月） 昭和30年度 ○し尿・塵芥高速処理施設に関するテストに着手 ○処理世帯数 32,700世帯（特掃地域の70%） ○業者車両数 トラック15台、三輪3台、パキューム3台、リヤカー16台 ○料金改定の要望が業者より提出される。（3月） 昭和31年度 ○公共施設を直営で収集し始める。 直営車両数 パキューム3台 昭和32年度 ○富士衛生丸広清掃社が理由不明のまま許可証を返納（営業は従来どおり継続（8月） ○収集に地域制を設定
	施 設 ・ 料 金		昭和29年度 ○収集料金 (桶)290→20円 (パキューム)180→15円 ○農村買上げ価格 (大型)500～600円 (小型)200～300円 昭和32年度 ○収集料金（4月） (桶) 290→25円

		昭和33年度～昭和35年度	昭和36年度～昭和38年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	昭和33年度 ○浜松市清掃条例一部改正(1月) 昭和34年度 ○清掃課(庶務係、清掃係 7月)	昭和38年度 ○浜松し尿処理対策協議会設置(8月)
ご み 関 係	概 要	昭和33年度 ○収集車両を三・四輪自動車に切換	昭和38年度 ○建設大臣勧告に基づき国道1号沿いごみ箱を撤去
	施 設 ・ 料 金	昭和33年度 ○浜松し尿塵芥高速処理場(コンポスト ごみ50t/日、し尿35t/日)完成	昭和38年度 ○浜松市ごみ焼却場(60t/8h)完成(3月)
し 尿 関 係	概 要	昭和33年度 ○浜松衛生株式会社が業者合同により設立される。(4月7日) ○東部清掃社と東海清掃社合同により東海清掃社が設立される。 ○許可業者し尿車が、「無許可業者の特掃内営業行為の取締強化」、「新規許可業者を認めないこと」を求め、市庁舎前に集結する。 昭和35年度 ○無許可業者5回告発 ○許可業者より料金値上げが要求される。	昭和36年度 ○許可業者より、値上げが要望される。これに対し、経営改善と地域一斉汲取による経費減少を図ることで値上げを抑制する。(3月) 昭和37年度 ○地域別(自治会単位)の一斉汲取方式開始 ○業者より料金値上げ要求(要求には応じないこととする。)(2月) 昭和38年度 ○業者より値上げ要求が出され、認可。(7月1日) ○不当料金徴収に伴い、業者に対し、警告する。 ○「県下し尿料金の統一化」につき、県清掃事業対策協議会を開催。(7月9日)
	施 設 ・ 料 金	昭和33年度 ○三方原・都田・湖東地区に18kℓ入貯溜槽60ヶ所、9kℓ入貯溜槽48ヶ所建設 昭和35年度 ○コンポスト敷地内に貯溜槽を設置 (経費) 2,385,532円 A槽4,880kℓ B槽2,332kℓ ○収集料金 180→20円	昭和36年度 ○コンポスト敷地内に貯溜槽を設置 (経費) 8,890,000円 C槽7,879kℓ D槽8,276kℓ 昭和37年度 ○下水道中部終末処理場第1消化槽(200kℓ/日)完成。第1消化槽を一時使用し、し尿処理開始(8月) 昭和38年度 ○収集料金 180→25円 ○浜北市衛生プラント(45kℓ/24h)完成

		昭和39年度～昭和41年度	昭和42年度～昭和44年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>昭和39年度 ○清掃課(庶務係、業務係、作業第一係、作業第二係 10月) ○「浜松市清掃条例」一部改正(10月) ○清掃事業対策協議会設置(8月) ○清掃事業対策審議会設置(10月)</p> <p>昭和40年度 ○「浜松市清掃条例」第3次改正(6月)</p> <p>昭和41年度 ○県知事告示により、特別清掃地域が拡大される。(12月20日)</p>	<p>昭和43年度 ○清掃公社設立準備委員会設置(7月1日) ○清掃公社設立準備事務局設置(12月10日)</p>
ご み 関 係	概 要	<p>昭和39年度 ○収集方法改善テスト開始(6月)</p> <p>昭和40年度 ○袋収集を開始し、第1次地区切替(6月) ○収集地区全域に対し、袋収集とする。(2月)</p>	<p>昭和42年度 ○危険物収集の定日化 6町、4,589世帯 ○汚泥収集を業者に委託</p> <p>昭和43年度 ○危険物の梱包収集切替完了(3月)</p> <p>昭和44年度 ○未収集地域の解消 週2回:45,450世帯 週1回:68,059世帯</p>
	施 設 ・ 料 金	<p>昭和40年度 ○焼却場2稼動16時間(100t/16h)開始(12月)</p> <p>昭和41年度 ○ごみ焼却場完成(浜北)</p>	<p>昭和42年度 ○コンポスト老朽化により休止(4月1日) ○焼却量 150t/24h(7月) ○ごみ焼却場建設工事着工(12月)</p> <p>昭和43年度 ○浜松市ごみ焼却場(カンゾーン式 60t/8h)完成(9月) ○三ヶ日ごみ処理センター完成</p>
し 尿 関 係	概 要	<p>昭和39年度 ○業者より値上げ要求が出され、認可(4月4日)</p> <p>昭和40年度 ○4業者合併による株式会社浜松清掃公社誕生(許可業者2社となる。) ○住民(篠原・笠井・穂志)より同地区内の無許可業者の収集したし尿を市処理施設に搬入できるように陳情が出される。 ○し尿処理施設建設用地反対の陳情が笠井地区豊町東自治会より出される。(1月)</p> <p>昭和41年度 ○収集体制が、下記のとおりとなる。 直営:公共施設 許可:特掃内の一般世帯 ○し尿処理施設建設用地取得のため、地元住民と買収折衝を継続。</p>	<p>昭和42年度 ○豊町し尿処理施設建設用地の買収が難航し、建設事業費を翌年度に繰り越す。</p> <p>昭和43年度 ○し尿4業者を許可し、業者数6業者となる。(10月1日) ○料金改正(一般家庭は人頭制とする。12月1日) ○許可業者に対する買収交渉を開始(2月) ○し尿処理施設用地買収完了(12月)</p> <p>昭和44年度 ○(財)浜松市清掃公社設立(4月1日)、一部事業開始(5月21日)、浜松市より25,000,000円の出捐。 ○浜松衛生KK・株式会社浜松清掃公社との買収交渉成立(昭和45年3月31日までに、業務を全面的に市清掃公社に引き継ぐこととし、この間代行として業務を継続)</p>
	施 設 ・ 料 金	<p>昭和39年度 ○収集料金 東海道線以北180→30円 東海道線以南180→27円 ○下水道中部終末処理場内に、し尿処理施設200kℓ槽完成(3月)</p> <p>昭和40年度 ○北遠衛生センター(45kℓ/24h)完成</p> <p>昭和41年度 ○下水道中部終末処理場へ下水道通水開始(10月) ○引佐郡衛生プラント(36kℓ/24h)完成</p>	<p>昭和43年度 ○東部衛生工場(200kℓ/24h)し尿処理施設建設工事着工(12月)</p>

		昭和45年度～昭和47年度	昭和48年度～昭和50年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>昭和45年度 ○県知事告示により、全市域が特別清掃地域となる。(4月1日) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布される。(12月25日)</p> <p>昭和46年度 ○清掃部(清掃課(計画係、指導係)、南清掃事業所(作業係、焼却係)、北清掃事業所(作業係)、東部衛生工場(業務係) 6月1日) ○「清掃法」全面改正が行われ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」として施行される。(9月23日)</p> <p>昭和47年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」並びに「同規則」が施行される。(10月1日)</p>	<p>昭和48年度 ○「浜松市清掃条例」一部改正(4月) ○南清掃事業所(管理係、焼却係、作業一～四係)、北清掃事業所(管理係、作業一～四係)(4月) ○南清掃事業所(管理係、焼却係、施設係、作業一～四係)、北清掃事業所(管理係、焼却係、施設係、作業一～四係)(1月)</p> <p>昭和50年度 ○東部衛生工場が東清掃事業所となる。(7月1日)</p>
ご み 関 係	概 要	<p>昭和45年度 ○全市週2回収集を開始(ごみ 4月1日)</p> <p>昭和46年度 ○危険物収集を全市週1回地域と月2回地域とする。(4月19日)</p> <p>昭和47年度 ○危険物収集を全市週1回とする。(4月)</p>	<p>昭和48年度 ○機械車による収集業務を運転手1人、作業員1人乗務とする。(4月 昭和52年6月完全実施)</p>
	施 設 ・ 料 金	昭和46年度 ○北部ごみ焼却施設(120t/8h)建設工事着工(12月24日)	<p>昭和48年度 ○余熱利用施設「浜松市有玉荘」完成(11月30日) ○北部清掃工場(120t/8h)完成(3月30日)</p> <p>昭和49年度 ○北部清掃工場(120t/8h)供用開始(4月1日) ○北部清掃工場の余熱を利用した休養施設「浜松市有玉荘」が開館(4月1日)</p>
し 尿 関 係	概 要	<p>昭和45年度 ○(財)浜松市清掃公社、全市域のし尿収集を担当(4月1日)</p> <p>昭和46年度 ○公衆トイレ清掃業務委託開始(4月1日)</p>	<p>昭和48年度 ○(財)浜松市清掃公社に50,000,000円の出捐(12月)</p> <p>昭和49年度 ○(財)浜松市清掃公社に75,000,000円の出捐(11月)</p> <p>昭和50年度 ○(財)浜松市清掃公社に40,000,000円の補助(12月)</p>
	施 設 ・ 料 金	昭和45年度 ○東部衛生工場(200kℓ/24h)完成(12月24日)	<p>昭和48年度 ○料金改正 人頭制料金1人130円/月 従量制料金1本60円/180 無臭トイレ(スーパークリーントイレ等)で人頭制世帯は月額200円加算 (10月1日)</p> <p>昭和50年度 ○料金改正 人頭制料金1人180円/月 従量制料金1本90円/180 無臭トイレ(スーパークリーントイレ等)で人頭制世帯は月額300円加算 (11月1日)</p> <p>○浜北市衛生プラント増設 +30kℓ/日 ○引佐郡衛生プラント増設 +36kℓ/日</p>

		昭和51年度～昭和53年度	昭和54年度～昭和56年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>昭和52年度 ○「ごみ処理施設構造指針」「し尿処理施設構造指針」「廃棄物処分場指針」通知(6月10日)</p>	<p>昭和54年度 ○「ごみ処理施設構造指針」「し尿処理施設構造指針」「廃棄物処分場指針」改正(9月1日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(11月1日)</p> <p>昭和55年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日) ○清掃管理課(計画係、指導係、埋立処分場係)、西清掃事業所(業務係)(4月)</p> <p>昭和56年度 ○「し尿処理施設構造指針」改正(11月17日)</p>
ご み 関 係	概 要		<p>昭和55年度 ○ごみ10パーセント減量運動推進本部設置(6月)</p> <p>昭和56年度 ○ごみ10パーセント減量運動の一環として、5月30日が「わたしの町のごみゼロデー」に設定される。</p>
	施 設 ・ 料 金	<p>昭和53年度 ○南部清掃工場改築工事請負契約締結(9月) ○南部清掃工場全面改築工事現地着工(10月16日)</p>	<p>昭和54年度 ○(仮)静ヶ谷最終処分場建設工事請負契約締結(9月) ○(仮)静ヶ谷最終処分場現地着工(10月2日)</p> <p>昭和55年度 ○静ヶ谷最終処分場完成(9月30日) ○南部清掃工場全面改築工事完成(2月28日) ○三ヶ日ごみ処理センター改築</p>
し 尿 関 係	概 要	<p>昭和51年度 ○西部衛生工場建設の予算が計上。(翌年度へ繰越)工事請負契約締結(1月) ○(財)浜松市清掃公社に38,429,000円の利子補給(1月)</p>	<p>昭和54年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業2,857,179円の利子補給</p> <p>昭和55年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業及び浄化槽部門の南基地から北基地移転に伴う工事費に9,380,485円の利子補給、施設整備事業借入金返済償還に13,000,000円の補助</p> <p>昭和56年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業に11,784,909円の利子補給、施設整備事業借入金返済償還に30,800,000円の補助</p>
	施 設 ・ 料 金	<p>昭和52年度 ○料金改正 人頭制料金1人240円/月 従量制料金1本120円/180 無臭トイレ(スーパークリーントイレ等)で人頭制世帯は月額400円加算(1月1日)</p> <p>昭和53年度 ○西部衛生工場建設工事現地着工(8月16日) ○北遠衛生センター増設(+10kℓ/日)</p>	<p>昭和55年度 ○西部衛生工場(400kℓ/24h)完成(2月15日) ○浜北市衛生プラント(+40kℓ/24h)増設</p>

		昭和57年度～昭和59年度	昭和60年度～昭和63年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>昭和58年度 ○「浄化槽法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第9条削除が公布される。(8月18日)</p> <p>昭和59年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 清掃管理課(計画係、指導係、静ヶ谷処分場)</p>	<p>昭和60年度 ○「浄化槽法」の施行に伴い、「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則」並びに「浜松市専決規程」が一部改正される。(10月1日)</p> <p>昭和61年度 ○「ごみ処理施設構造指針」改正(8月15日)</p> <p>昭和62年度 ○「し尿処理施設構造指針」「廃棄物処分場指針」改訂(案)(6月16日)</p> <p>昭和63年度 ○一般廃棄物処理業許可申請手数料改正、許可証の再交付申請手数料改正(4月1日)</p>
ご み 関 係	概 要	<p>昭和57年度 ○関東地方知事会により、5月30日が「関東地方環境美化運動の日」に設定される。</p> <p>昭和58年度 ○乾電池の分別収集開始(2月)</p> <p>昭和59年度 ○解体時の建築物廃木材が産業廃棄物となる。(4月1日)</p>	<p>昭和60年度 ○使用済み乾電池の処理対策に対し、生活環境審議会廃棄物処理部会より答申が出る。(7月24日)</p>
	施 設 ・ 料 金	<p>昭和57年度 ○天竜市清掃センター完成(2月1日)</p>	<p>昭和60年度 ○浜北清掃センター(60t/8h)完成(3月25日)</p> <p>昭和61年度 ○北部清掃工場灰クレーン及び排水処理施設設備一部取替工事</p>
し 尿 関 係	概 要	<p>昭和57年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業に9,468,097円の利子補給、施設整備事業借入金返済償還に30,800,000円の補助</p> <p>昭和58年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業借入金償還に、30,800,000円の補助及び6,907,000円の利子補給</p> <p>昭和59年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業借入金償還に、30,800,000円の補助及び4,309,374円の利子補給</p>	<p>昭和60年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業借入金償還に、30,865,000円の補助及び2,007,149円の利子補給</p>
	施 設 ・ 料 金	<p>昭和58年度 ○東部衛生工場全面改築工事現地着工(12月5日)</p>	<p>昭和60年度 ○東部衛生工場全面改築工事完成(3月31日)</p>

		平成元年度～平成3年度	平成4年度～平成6年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>平成2年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 南清掃事業所(管理係、施設係、作業第一～三係、焼却係) 平和清掃事業所(施設管理係、埋立処分係、作業第一～二係)</p> <p>平成3年度 ○「再生資源の利用の促進に関する法律」公布(4月26日) ○可美村合併により処理区域が拡大(5月1日) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(10月5日)</p>	<p>平成4年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(9月30日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」の全部改正(9月30日)</p> <p>平成5年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 清掃管理課(計画係、施設整備係、指導係)</p> <p>平成6年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 平和清掃事業所(管理係、埋立処分係、破碎処理係、作業第一～二係)</p>
ご み 関 係	概 要	平成2年度 ○収集区域変更(4月1日)	<p>平成4年度 ○資源物集団回収に対する協力金交付事業開始(4月1日) ○一般廃棄物処理手数料徴収(一般廃棄物処理業者が搬入するごみを対象に10kgあたり30円を徴収 10月1日)</p> <p>平成5年度 ○完全週休2日制の実施により毎週土曜日が休みとなる。(ごみの収集業務、平和清掃事業所、東清掃事業所、西清掃事業所 4月3日)</p>
施 設 ・ 料 金	平成2年度 ○平和最終処分場完成(8月31日) ○北部清掃工場改修工事完了(3月15日)	<p>平成4年度 ○雄踏町環境センター完成(8月) ○静ヶ谷最終処分場埋立終了(9月30日) ○平和破碎処理センター竣工(3月10日) ○三ヶ日ごみ処理センター完成(3月25日)</p> <p>平成5年度 ○水窪・佐久間クリーンセンター(16t/8h)完成(10月20日) ○舞阪クリーンセンター完成(12月)</p>	
施 設 ・ 料 金	概 要		
施 設 ・ 料 金	平成元年度 ○料金改正 人頭制料金1人360円/月 従量制料金1本180円/180 人頭制世帯で無臭トイレ使用の場合1世帯につき600円加算(4月1日)	平成4年度 ○浜北市クリーンセンター(95kℓ/日)全面改築工事完成(9月)	
	平成2年度 ○北遠衛生センター(70kℓ/日) 全面改築工事完成(3月)		
	平成3年度 ○引佐郡衛生プラント(85kℓ/日) 全面改築工事完成(3月25日)		

		平成7年度～平成9年度	平成10年度～平成12年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>平成7年度 ○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布(6月16日)</p> <p>平成8年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(10月4日)</p> <p>平成9年度 ○「部設置条令」一部改正(4月1日) 環境清掃部(環境企画課、環境保全課、清掃管理課(指導係、施設整備係)、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、東清掃事業所、西清掃事業所) ○「し尿処理施設構造指針」改訂(8月29日)</p>	<p>平成10年度 ○「特定家庭用機器再商品化法」公布(6月5日) ○「ごみ処理施設構造指針」廃止 「ごみ処理施設性能指針」通知(10月28日)</p> <p>平成11年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(9月30日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(9月30日)</p> <p>平成12年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日)</p>
ご み 関 係	概 要	<p>平成9年度 ○「容器包装リサイクル法」施行に伴う資源物分別収集事業開始、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大(連絡)ごみ・乾電池・資源物の5分別収集となる。(4月1日) ○資源物(スチール缶・ペットボトル)収集業務の委託化(4月1日) (南・北・平和清掃事業所管内) ○ごみ袋を中身の識別できる程度の透明性を有する450以内の大きさのものとする。(4月1日)</p>	<p>平成10年度 ○事業系ごみの排出袋が、中身の識別できる程度の透明性を有する袋(家庭系に準じた形)となる。(4月1日) ○事業系の資源物分別収集事業(家庭系に準じた形)が始まる。(7月1日)</p> <p>平成11年度 ○(社)全国都市清掃会議 秋季評議員会開催(アクシティ浜松 10月14日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」策定(3月10日) ○龍山地域にてバイオマス生ごみ処理機の世帯無償貸与事業を開始</p>
ご み 関 係	施 設 ・ 料 金	<p>平成7年度 ○南部清掃工場改修工事完了(3月10日) ○はるのクリーンセンター(8t/8h)完成(3月27日)</p> <p>平成8年度 ○南部清掃工場資源物ストックヤード整備工事 ○南部清掃工場ペットボトル減容施設建設工事 ○平和最終処分場資源物ストックヤード整備工事 ○はるの一般廃棄物最終処分場供用開始(11月) ○浜北清掃センター焼却炉(40t/8h)増設工事完了(3月) ○舞阪吹上第2廃棄物最終処分場供用開始(7月)</p> <p>平成9年度 ○引佐最終処分場供用開始(4月1日)</p>	<p>平成10年度 ○雄踏町環境センター廃止(10月1日) ○舞阪クリーンセンター廃止(1月5日)</p> <p>平成12年度 ○平和破碎処理センター改造 工事(プラスチック製容器包装圧縮減容機設置工事【本機・予備機】)</p>
し 尿 関 係	概 要	<p>平成9年度 ○吉野浄化センターを清掃管理課に移管(4月1日)</p>	<p>平成12年度 ○吉野町、吉野東町の花川町への町名変更に伴い、吉野浄化センターを花川浄化センターに名称変更(4月1日)</p>
し 尿 関 係	施 設 ・ 料 金	<p>平成8年度 ○料金改正 人頭制料金 1人610円/月(市民負担額500円、市助成額110円) 従量制料金 305円/180(市民負担額250円、市助成額 55円) 人頭制世帯で無臭トイレ使用の場合1世帯につき800円加算(4月1日)</p>	

		平成13年度～平成14年度	平成15年度～平成16年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<p>平成13年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(4月1日)</p> <p>平成14年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日) ○「事務分掌規則」の一部改正 東・西清掃事業所を統合し衛生事業所を設置、廃棄物対策課を新設(4月1日)</p>	<p>平成15年度 ○「浜松市新清掃工場水泳場建設事務局に関する規則」施行 新清掃工場水泳場建設事務局を新設(4月1日)</p>
ご み 関 係	概 要	<p>平成13年度 ○「容器包装リサイクル法」に伴うプラスチック製容器包装の分別収集開始(4月1日) ○電気式生ごみ処理機購入費補助金交付事業開始(モデル事業 4月1日) ○粗大ごみ受付センターを平和清掃事業所内に開設、市内全域の一括受付開始(4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(平和清掃事業所管内 4月1日) ○「家電リサイクル法」施行(4月1日) ○浜松市新清掃工場及び新水泳場建設事業検討委員会の立ち上げ(10月25日)</p> <p>平成14年度 ○一般廃棄物処理手数料の改正 一般廃棄物処理業者が搬入するごみを対象に、10kgあたり50円(びん及びペットボトルにあっては、30円)を徴収(4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(北清掃事業所管内一部 4月1日) ○佐久間地域で生ごみ資源循環型地域モデル事業奨励金交付事業を開始</p>	<p>平成15年度 ○ごみ、プラスチック製容器包装、乾電池収集業務の委託化(南清掃事業所管内一部 4月1日) ○乾電池資源化業務の委託化(4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(北清掃事業所管内一部 4月1日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」見直し(3月)</p> <p>平成16年度 ○ごみ、乾電池収集業務の委託化(北清掃事業所管内一部 4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(南・北清掃事業所管内一部 4月1日)</p>
し 尿 関 係	施 設 ・ 料 金	<p>平成13年度 ○北部清掃工場改修工事完了(3月20日) ○舞阪吹上第1廃棄物最終処分場埋立終了(3月31日)</p> <p>平成14年度 ○浜北環境センター供用開始(4月) ○三ヶ日ごみ処理センターのばいじん固化処理施設が完成(5月) ○浜北清掃センター(90t/24h)のダイオキシン対策工事完了(10月24日) ○天竜清掃センター廃止(12月16日)</p>	
	概 要	<p>平成14年度 ○花川浄化センターを廃止し、下水道へ接続(4月1日)</p>	
	施 設 ・ 料 金		

		平成17年度～平成18年度	平成19年度～平成20年度
行政機構等の変遷	平成17年度 ○天竜川・浜名湖地域12市町村が合併し、新「浜松市」が誕生(7月1日) ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(7月1日) 合併地域に浜北環境事業所、天竜環境事業所、引佐環境事業所を配置	平成19年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 環境部(環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、産業廃棄物対策課、まち美化推進課(南清掃事業所(第2種)、北清掃事業所(同)、平和清掃事業所(同)、浜北環境事業所(同)、天竜環境事業所(同)、引佐環境事業所(同))、生活排水対策課、新清掃工場水泳場建設事務局) 平成20年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 環境部(環境企画課、環境保全課、資源廃棄物政策課(引佐環境事業所(2種)、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、生活排水対策課、新清掃工場水泳場建設事務局)	
ごみ関係	平成17年度 ○ごみ、乾電池収集業務の委託化(平和清掃事業所管内の一部 4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(南清掃事業所管内の一部 4月1日) ○リサイクルステーションの業務委託を開始(2箇所 4月1日) 平成18年度 ○プラスチック製容器包装収集業務の委託化(北・平和清掃事業所管内 4月1日) ○リサイクルステーションを3箇所増設して5箇所にて実施(4月1日) ○平和破碎処理センター火災事故(1月23日)	平成19年度 ○可燃、不燃収集業務の委託化(北・南清掃事業所管内の一部 4月1日) ○引佐最終処分場堰堤築造工事(5月～10月) ○資源物集団回収協力金交付要綱を改正、1kg当たり(1本当たり)5.5円と7円の2グループ制に(4月1日) ○リサイクルステーションを5箇所増設して10箇所にて実施(4月1日) ○みどりのリサイクル事業について、細江にて実施していた事業を南部清掃工場、浜北清掃センターにて実施(1箇所から3箇所へ 4月1日) 平成20年度 ○リサイクルステーションを2箇所増設して12箇所にて実施(4月1日) ○ふとん等を粗大ごみとして収集開始(10月1日) ○レジ袋削減に向けた取り組みにに関する協定に基づき、市内のスーパー事業者等がレジ袋の無料配布を中止、マイバッグ・マイバックケット持参運動の推進(26社96店舗 10月1日) ○廃食用油の拠点回収をモデル事業として実施(7施設 3月2日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」見直し(3月)	
施設・料金	平成17年度 ○天竜ごみ処理工場(36t/24h)完成(5月30日) ○平和最終処分場第2期埋立地建設工事完了(3月10日) ○龍山生ごみ処理施設廃止(6月24日) 平成18年度 ○はるのクリーンセンター、水窪・佐久間クリーンセンターの焼却炉を休止(4月1日) ○平和破碎処理センターで火災(1月23日) ○平和最終処分場第2期埋立地供用開始(3月)	平成20年度 ○雄踏環境センター解体撤去(8月) ○西部清掃工場(450t/24h)竣工(1月31日)、供用開始(2月1日)	
し尿関係	概要 平成17年度 ○西部衛生工場、下水道放流開始(4月1日)		
	施設・料金 平成17年度 ○合併により一部事務組合等が解散したことにより改名 ・北遠衛生センター ⇒ 天竜衛生センター ・引佐郡衛生プラント ⇒ 細江し尿処理センター ・浜北市クリーンセンター ⇒ 浜北クリーンセンター		

		平成21年度～平成22年度	平成23年度～平成24年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	平成21年度 ○西部清掃工場供用開始に伴い、新清掃工場水泳場建設事務局が解散(4月1日) 平成22年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 環境部(環境企画課、環境保全課、資源廃棄物政策課、廃棄物処理施設管理課(引佐環境事業所(2種)、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)	平成23年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(7月1日) 環境部(環境政策課、環境保全課、資源廃棄物政策課、廃棄物処理施設管理課(引佐環境事業所(2種)、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)
ご み 関 係	概 要	平成21年度 ○リサイクルステーションを2箇所増設して14箇所にて実施(4月1日) 平成22年度 ○リサイクルステーションを1箇所増設して15箇所にて実施(4月1日) ○旧浜松市内においてごみ出しにレジ袋を使用しないよう市民に求める。(4月1日～) ○湖西市の可燃ごみ処理の受託を開始(10月1日)	平成23年度 ○区役所・公民館等市74施設でインカートリッジの回収事業を開始(6月1日) ○可燃・不燃物収集業務の追加委託化(平和清掃事業所管内の一部4月1日) ○家庭ごみの出し方に関する統一ルールを策定(2月)※適用は25年4月1日から 平成24年度 ○東日本大震災による災害廃棄物(岩手県山田町、大槌町)の広域処理を実施(10月18日～3月15日) ○使用済小型電子機器等の回収を開始(32箇所 3月1日～)
施 設 ・ 料 金	平成21年度 ○三ヶ日ごみ処理センター休止(5月8日) 平成22年度 ○平和破碎センター内プラスチック製容器包装圧縮減容機改修工事 ○休養施設「浜松市有玉荘」廃止(3月31日)	平成23年度 ○北部清掃工場休止(4月9日) ○南部清掃工場改修工事完了(3月14日) ○西部清掃工場の溶融スラグ倉庫の寄付受入(3月31日) 平成24年度 ○南部清掃工場内布団破碎機の稼動開始(4月1日) ○事業系一般廃棄物の処理手数料を50円/10kgから80円/10kgへと改定。(4月1日) ○平成24年度平和破碎センター回転式破碎機改修工事 ○事業系自己搬入の処理手数料を有料化 ○舞阪吹上第1廃棄物最終処分場廃止(9月14日)	
し 尿 関 係	概 要		平成23年度 ○天竜衛生センターの運転管理を直営から包括委託化 平成24年度 ○(財)浜松市清掃公社が一般財団法人に移行(4月1日)
施 設 ・ 料 金	平成21年度 ○浜北クリーンセンター受入れ停止(4月1日) ○浜北クリーンセンター休止(8月1日) ○連尺町公衆便所解体(6月) 平成22年度 ○鴨江町公衆便所解体(5月)	平成24年度 ○し尿汲取り料金改定取扱要領(11月)	

		平成25年度	平成26年度
行政 機 構 關 係	行政 機 構 關 係 等 の 變 遷	平成25年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 環境部(環境政策課、環境保全課、資源廃棄物政策課、廃棄物処理施設管理課、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)	
ご み 關 係	概 要	平成25年度 ○印字指定袋を導入(4月1日) ○分別品目を全市10品目に統一(4月1日) ○連絡ごみを有料化(300円、600円、900円、1200円の4段階。4月1日) ○資源物集団回収保管庫貸与事業を開始 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」を公布(9月26日) ○ごみ・資源物の持ち去り禁止制度の一部施行(1月1日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」見直し(3月) ○災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定締結(2団体)(3月25日)	平成26年度 ○ごみ・資源物の持ち去り禁止制度の完全施行(4月1日) ○大規模建築物所有事業者の減量の取り組みの開始(4月1日)
施 設 ・ 料 金	施 設 ・ 料 金	平成25年度 ○特定品目中間処理施設稼働(引佐最終処分場内 4月1日) ○事業系一般廃棄物の処理手数料を80円/10kgから120円/10kgへと改定。(4月1日) ○平和最終処分場内連絡ごみ受け取り施設稼働(4月1日) ○浜北清掃センター休止(4月15日) ○三ヶ日ごみ処理センター廃止(3月25日) ○北部清掃工場廃止(3月26日) ○浜松・浜名湖太陽光発電所竣工(静ヶ谷最終処分場 7月3日)	平成26年度 ○事業系一般廃棄物の処理手数料のうち、びん・ペットボトル以外は124円/10kg、びん・ペットボトル31円/10kgへ改定。(4月1日) ○三ヶ日ごみ処理センター解体 ○龍山生ごみ処理施設解体 ○天竜ごみ処理工場休止(3月31日) ○南部清掃工場ペットボトル減容化施設休止(3月31日)
し 尿 關 係	概 要	平成25年度 ○浜松市衛生施設長寿命化計画を策定(10月)	
施 設 ・ 料 金	施 設 ・ 料 金	平成25年度 ○し尿汲取り料金改正 従量制料金(180あたり) 浜北区 215円⇒250円 天竜区(佐久間、水窪、春野) 270円⇒300円 天竜区(龍山) 260円⇒300円	平成26年度 ○消費税が8%となったことにより 料金改正(税込) 人頭制(1人あたり) 旧浜松、雄踏 500円⇒515円 従量制(180あたり) 舞阪 240円⇒258円 旧浜松、雄踏、浜北 250円⇒258円 細江 280円⇒290円 引佐、三ヶ日 300円⇒310円 旧天竜 216円⇒225円 春野、佐久間、水窪、龍山 300円⇒309円 ○春野貯留槽、龍山貯留槽【借地】 土地賃貸借契約(4月1日)

		平成27年度～平成28年度	平成29年度～平成30年度	令和元年度(平成31年度)～令和2年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	平成27年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(7月1日) 環境部(環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課、廃棄物処理課(北部収集窓口センター※2種)、南清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)		
ご み 関 係	概 要	平成27年度 ○ペットボトルの中間処理を民間5事業者に完全委託化(4月1日) 平成28年度 ○リサイクルステーションを終了	平成29年度 ○ごみ処理非常事態宣言(2月2日～2月19日) 平成30年度 ○一人1日当たりの家庭系ごみ排出量が最も少ない政令指定都市を目指して「ごみ減量天下取り大作戦」を開始(7月19日～)	令和元年度(平成31年度) ○羽毛ふとんのリサイクルを開始(4箇所 6月1日～) 令和2年度 ○雑がみの回収をすべての区役所・協働センター74箇所で開始(57箇所 7月1日～) ※17箇所は資源物拠点回収で開始済 ○LINEによる連絡ごみ収集申し込み、電子マネー決済の開始(3月1日～) ○環境審議会に家庭ごみ有料化について諮詢(7月2日～) ○「資源物拠点回収マップ」サイト開設(6月～)
施 設 ・ 料 金	概 要	平成27年度 ○北部清掃工場解体工事着工(10月16日) 平成28年度 ○北部清掃工場解体完了(平成29年2月) ○平和最終処分場第1期埋立処分終了(12月5日)	平成29年度 ○舞阪クリーンセンター解体(3月) 平成30年度 ○はるのやまびこドーム解体(1月)	令和元年度(平成31年度) ○事業系一般廃棄物の処理手数料を125円/10kg(びん・ペットボトルは31円/10kgから変更なし)～改定。(10月1日) ○平和最終処分場(第1期)廃止 (9月20日) ○西部清掃工場の処理能力を164.9t/24時間×3炉へ変更(8月21日) ○天竜清掃センター解体(3月) ○連絡ごみ手数料改正(10月1日) 300円⇒ 310円 600円⇒ 620円 900円⇒ 930円 1200円⇒ 1240円 令和2年度 ○静ヶ谷最終処分場 排水処理施設運転停止(3月31日)
し 尿 関 係	概 要	平成27年度 ○浜松市衛生施設長寿命化計画を改訂(7月) 平成28年度 ○西部衛生工場の運転管理を包括委託化(4月1日～)	平成30年度 ○東部衛生工場の運転管理を包括委託化(4月1日～)	令和元年度(平成31年度) ○天竜二俣清掃(株)の廃業に伴い、平成31年4月から天竜区全域のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者を(株)ハマエイに変更。
施 設 ・ 料 金	概 要	平成27年度 ○東部衛生工場長寿命化工事着工(工期:平成27年度～平成29年度)	平成29年度 ○細江し尿処理センター受入れ停止(4月1日) ○細江し尿処理センター休止(6月30日) ○東部衛生工場長寿命化工事完了(3月) 平成30年度 ○天竜衛生センター受入れ停止(4月1日) ○天竜衛生センター休止(7月31日) ○浜北クリーンセンター廃止(3月31日) ○細江し尿処理センター廃止(3月31日)	令和元年度(平成31年度) ○し尿汲取り料金改訂10月1日 従量制料金(180あたり) 旧浜松、雄踏、舞阪、浜北 258円⇒263円 細江 290円⇒300円 引佐、三ヶ日 310円⇒320円 旧天竜 225円⇒252円 春野、佐久間、水窪、龍山 309円⇒315円

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷			
ご み 関 係	概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○環境審議会が家庭ごみ有料化について答申(10月8日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」改定(4月1日) ○家庭ごみ有料化制度素案説明会実施(7月～9月 延べ参加人数1,233人:内、出前講座等参加者157人) ○家庭ごみ有料化制度に対する意見募集実施(7月8日～10月7日 意見総数7,924件) ○ごみ減量ガイドブック全戸配布(3月) ○リユースサイトを運営する、(株)マーケットエンタープライズ(「おいら」サイト運営)、(株)ジモティーと連携協定を締結(3月14日) ○台風第15号(9月23日)により発生した災害廃棄物の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○6月2日豪雨により発生した災害廃棄物の対応 ○「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」の一部改正(3月22日) ※家庭ごみ有料化制度の実施にあたり、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規定を追加。施行日は規則へ委任。 ○浜松市3R推進優良事業者表彰(1月31日) ○株式会社リサイクルクリーン及び栗田工業株式会社と「使用済紙おむつリサイクルの推進に関する連携協定」を締結(2月8日) 	
	施 設 ・ 料 金		<ul style="list-style-type: none"> ○天竜清掃工場完成(3月31日) ○南部清掃工場稼働停止(3月31日) ○平和破碎処理センター稼働停止(3月31日) 	
し 尿 関 係	概 要			
	施 設 ・ 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ○佐久間貯留槽改築 容量38m³(12月供用開始) 用地移管 222.21m²(3月1日) 「天竜区長寿保険課」 ↓ 「廃棄物処理課」 ○龍山貯留槽【借地】 土地賃貸借契約を当初より変更(1月10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○水窪貯留槽改築 容量50m³(8月供用開始) ○西部衛生工場長寿命化工事完了(3月) 	

		令和6年度
機 構 関 係	行政 機 構 等 の 変 遷	<ul style="list-style-type: none"> ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 環境部(環境政策課、環境保全課、一般廃棄物対策課(北部収集窓口センター※2種)、廃棄物処理施設課、平和清掃事業所(南部清掃センター※2種)、天竜清掃事業所(浜北清掃センター※2種)、産業廃棄物対策課)
ご み 関 係	概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○加熱式たばこ、電子たばこを特定品目として収集開始(4月1日) ○突風被害(10月3日)により発生した災害廃棄物の対応 ○株式会社ECOMMITと「資源循環等の推進に関する協定」を締結(2月28日) ○木製家具のリサイクルを開始(4月1日～)
し 尿 関 係	施 設 ・ 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ○南部清掃センター開設(4月1日) ○天竜清掃工場稼働開始(4月1日) ○南部清掃工場廃止(11月30日)
し 尿 関 係	概 要	
し 尿 関 係	施 設 ・ 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ○春野貯留槽【借地】 土地賃貸借契約を解約(3月27日) 土地使用貸借契約を締結(3月27日) ○天竜衛生センター廃止(4月1日) ○U尿汲取り料金改定取扱要領廃止(11月30日)

第9章 条例及び規則

1 条例

○浜松市廃棄物の処理及び資源化並びに適正処理等に関する条例

浜松市条例第58号
改正 平成26年2月25日浜松市条例第11号
平成27年3月17日浜松市条例第28号
平成27年3月17日浜松市条例第37号
平成29年3月24日浜松市条例第23号
平成30年3月23日浜松市条例第18号
平成31年3月15日浜松市条例第22号
令和6年3月22日浜松市条例第21号

浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年浜松市条例第44号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 廃棄物の減量及び資源化

第1節 市による廃棄物の減量及び資源化（第7条）

第2節 市民による廃棄物の減量及び資源化（第8条・第9条）

第3節 事業者による廃棄物の減量及び資源化（第10条—第12条）

第4章 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正

処理（第13条—第20条）

第5章 地域の環境美化等（第25条・第26条）

第6章 生活環境影響調査結果の公表等の手続（第27条—第30条の5）

第7章 手数料等（第31条—第33条）

第8章 雑則（第34条—第38条）

第9章 罰則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物を減量し、及び資源化し、並びに廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源が循環して利用される社会の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号

に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは帶在し、又は市内を通ずる者をいう。
- (2) 家庭系廃棄物 家庭から生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴つて生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物 等 廃棄物及び活用しなければならない物をいう。
- (6) 資源化 廃棄物等を再び利用すること又は資源として利用することをいう。
- (7) 資源物 資源化が可能な廃棄物等をいう。
- (8) 集団回収 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAその他の団体を目的とした団体が行う資源物の収集又は運搬をいう。
- (9) 連絡ごみ 家庭系廃棄物のうち処理に特別の取扱いを要するものとして規則で定めるものをいう。

（市の責務）

- 第3条 市は、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策の策定に当たつては、必要に応じて、市民の意見を反映させる措置を講じるものとする。
- （市民の責務）
- 第4条 市民は、生ごみの水分を切ること、使い捨ての製品の使用を抑制すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、廃棄物等の分別をすること等により、金属くず、古紙、生ごみ、^{剪定枝}その他の資源物の資源化に努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、使い捨ての製品の使用を抑制すること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物等の分別をすること等により、金属くず、古紙、生ごみ、剪定枝その他の資源物の資源化に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

- 第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第2章 廃棄物の減量及び資源化

第1節 市による廃棄物の減量及び資源化

- 第7条 市は、資源物の収集、収集した廃棄物の分別等により、資源化に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及び資源化を推進するため、必要な情報の提供、啓発活動等を行うものとする。
- 3 市は、廃棄物の減量及び資源化の推進に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するものとする。

第2節 市民による廃棄物の減量及び資源化

(商品の選択)

- 第8条 市民は、商品の購入に際して、資源化が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品その他の廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(市民の自主的な活動への参加及び協力)

- 第9条 市民は、集団回収その他資源化を目的とする市民の自主的な活動に参加及び協力をするよう努めなければならない。

(第3節 廉業者による廃棄物の減量及び資源化)

- 第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等における減量及び資源化(物の製造、加工、販売等における減量及び資源化)の開発、製品等の修理及び回収の体制の確保等に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生品の利用に努めなければならない。

(容器包装の適正化等)

- 第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装をせず、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、資源化が可能な容器及び包装(以下「容器包装」という。)を使用し、使用後の容器包装の回収策を講じる等により、容器包装の資源化の促進に努めなければならない。

- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器包装を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器包装を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(資源化の自己評価等)

- 第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等及び容器包装の資源化の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品等及び容器包装の開発、製品等及び容器包装の資源化の方法についての情報の提供等により、資源化の促進に努めなければならない。

(第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の排出)

- 第13条 市民は、家庭系廃棄物を排出しようとするときは、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 事業者は、事業系一般廃棄物を排出しようとするときは、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物の排出に係る勧告及び命令)

- 第14条 市長は、市民が前条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出したときは、当該市民に対し、改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた市民が当該勧告に従わなかつたときは、当該市民に対し、当該勧告に係る措置を講じることを命じることができる。
- 3 市長は、事業者が前条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、当該事業者に対し、改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかつたときは、当該事業者に対し、当該勧告に係る措置を講じることを命じることができる。

(一般廃棄物の搬入の承認)

- 第15条 市の一般廃棄物処理施設において一般廃棄物(し尿、浄化槽に係る汚泥及び動物のふん尿を除く。)を処分するため、自ら当該一般廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(家庭系廃棄物等の収集又は運搬の禁止)

- 第16条 一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所(以下「ごみ集積所」という。)に排出された家庭系廃棄物(次項に規定する集団回収資源物を除く。)及び第31条第6項本文の規定により排出された連絡ごみは、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。

- 2 集団回収のためにごみ集積所を利用するして排出された資源物(以下「集団回収資源物」という。)は、当該集団回収を行なう団体及び当該団体から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。

- 3 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を作成し、これを規則で定める場所において公衆の総覽に供しなければならない。

(令6条例2.1・一部改正)

(収集運搬禁止廃棄物に係る命令)

- 第17条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項に規定する家庭系廃棄物若しくは連絡ごみ又は集団回収資源物(以下「収集運搬禁止廃棄物」という。)の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集若しくは運搬を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は同項若しくは同条第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしてはならないことを命じることができる。

- 2 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をした者に対し、当該収集若しくは運搬を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は同条第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしてはならないことを命じることができる。

(公表)

- 第18条 市長は、第14条第4項の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日の翌日から起算して1年以内に第13条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる

者にその理由を通知し、弁明の機会を与えないなければならない。

4 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項又は第2項の規定による公表の際、当該公表の内容を併せて公表しなければならない。

(排出禁止物)

第19条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集又は市的一般廃棄物処理計画に定めるもの（以下「排出禁止物」という。）を排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 有毒性物質を含む物

(3) 危険性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 前各号に定まるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物

2 市民及び事業者は、排出禁止物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならぬ。

(事業系一般廃棄物の受入基準等)

第20条 事業者（事業者から事業系一般廃棄物の運搬を委託された者を含む。次項において同じ。）は、事業系一般廃棄物を市的一般廃棄物処理施設に搬入するときには、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規則で定める受入基準に従わないとときは、当該事業系一般廃棄物の市的一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理

(減量・資源化・適正処理計画書)

第21条 事業用の大規模な建築物のうち規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）を所有する事業者（所有する事業者以外に当該事業用大規模建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「大規模建築物所有事業者」という。）は、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する計画書（以下「減量・資源化・適正処理計画書」という。）を作成し、及び市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市長は、減量・資源化・適正処理計画書に關し、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理の推進のため必要があると認めたときは、大規模建築物所有事業者に對し、期限を定めて、当該減量・資源化・適正処理計画書を変更するよう指導することができる。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第22条 大規模建築物所有事業者は、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(報告)

第23条 市長は、大規模建築物所有事業者が第21条第1項の規定に違反して減量・資源化・

適正処理計画書を提出しないときは、当該大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、減量・資源化・適正処理計画書を提出するよう勧告することができる。

2 市長は、第21条第2項の規定による指導を受けた大規模建築物所有事業者が当該指導に従わないときは、当該大規模建築物所有事業者に對し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第24条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告に係る事業用大規模建築物の名称及び所在地

(3) 当該勧告の内容及びこれに対する当該勧告を受けた者の対応の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えるなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

第5章 地域の環境美化等

(公共の場所の清潔の保持)

第25条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

(土地の管理)

第26条 土地の所有者又は占有者（占有者がない場合にあっては、管理者）は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地にみだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地の適正な管理に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、当該土地に廃棄物が捨てられた場合において、当該廃棄物を捨てた者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

第6章 生活環境影響調査結果の総覽等の手続

(生活環境影響調査結果の総覽等)

第27条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第29条各号に掲げる一般廃棄物処理施設（以下この条及び次条において「施設」という。）に係る法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出をしようとするときは、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下これらを「報告書等」という。）を、次に掲げる場所において、次項の規定による告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設に係る当該届出をしようとする場合にあつては、1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間。以下「総覧期間」という。）公衆の縦

覧に供しなければならない。

- (1) 浜松市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- 2 市長は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の設置の場所
 - (3) 施設の種類
 - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - (6) 実施した生活環境影響調査の項目
 - (7) 報告書等を縦覧に供する場所
 - (8) 縦覧期間
 - (9) 施設の設置又は変更に關し利害關係を有する者の範囲
 - (10) 前号の者が次条第1項の意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出及び提出期限
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(平29条例2・3・一部改正)

(意見書の提出)

- 第28条 前条第2項の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に關し利害關係を有する者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 浜松市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所（対象となる一般廃棄物処理施設）

- 第29条 報告書等の公衆の縦覧及び前条第1項の意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（他の市町村との協議）

- 第30条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に市の区域に屬しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村長に、報告書等の写しを送付し、当該報告書等に係る縦覧等の手続の実施について協議しなければならない。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の特例）

- 第30条の2 法第9条の3第1項に規定する委託を受けた者（以下第30条の4までにおいて「受託者」という。）は、法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、第29条第1号に掲げる一般廃棄物処理施設（以下この条及び次条において「仮設焼却施設」という。）に係る法第9条の3の3第1項又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下これらを「受託者報告書等」という。）を、次に掲げる場所において、次項の規定による公表の日から1月の範囲内において非常災害の状況を勘査して市長が定める期間（以下「受託者報告書等縦覧期間」という。）公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 浜松市役所
 - (2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設
 - (3) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所
 - (4) 前3号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- 2 受託者は、受託者報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- (1) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 受託者の連絡先
 - (3) 仮設焼却施設の名称
 - (4) 仮設焼却施設の設置の場所
 - (5) 仮設焼却施設の種類
 - (6) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (7) 仮設焼却施設の処理能力
 - (8) 実施した生活環境影響調査の項目
 - (9) 受託者報告書等を縦覧に供する場所
 - (10) 受託者報告書等縦覧期間
 - (11) 仮設焼却施設の設置又は変更に關し利害關係を有する者の範囲
 - (12) 前号の者が次条第1項の意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- （平29条例2・3・追加）
- 第30条の3 前条第2項の規定による公表があつたときは、仮設焼却施設の設置又は変更に關し利害關係を有する者は、受託者報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。
- (1) 浜松市役所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所
- （平29条例2・3・追加）
- 第30条の4 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設
- （平29条例2・3・追加）
- 第30条の4 受託者は、生活環境影響調査を実施した地域に市に屬しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村長に、受託者報告書等の写しを送付し、当該受託者

報告書等に係る紙鶴等の手続の実施について協議しなければならない。

(平29条例23・追加)

(環境影響評価との関係)

第30条の5 第29条各号に掲げる一般廃棄物処理施設の設置又は変更に關し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条、静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第26条又は浜松市環境影響評価条例(平成28年浜松市条例第48号)第34条の規定による環境影響評価書(生活環境影響調査の結果に相当する内容が記載されているものに限る。)の公告があつたときは、第27条及び第28条並びに第30条の2及び第30条の3の規定による手続を経たものとみなす。

(平29条例23・追加)

(第7章 手数料等)

(一般廃棄物処理手数料)

第31条 市は、次に掲げる者から、当該一般廃棄物の処分に関する手数料として、当該一般廃棄物の重量10キログラムまでごとに125円(びん及びペットボトルにあつては、31円)を徴収する。

(1) 法第7条第1項の規定による許可を受けた者であつて、一般廃棄物(し尿、浄化槽に係る汚泥及び動物のふん尿を除く。以下この条において同じ。)を市又は市から一般廃棄物の処分の委託を受けた者の一般廃棄物処理施設に搬入したもの

(2) 事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設に自ら搬入した者

2 前項の規定の適用がある場合を除き、市は、家庭系廃棄物(緑地の保全及び緑化の推進により生じた物、資源物並びに特定の処理を要する物のうち、市長が別に定めるもの並びに連絡ごみを除く。以下この条において同じ。)を排出する者から、当該家庭系廃棄物の処分に関する手数料として、別表第1に定める額を徴収する。

3 第1項の規定の適用がある場合を除き、市は、連絡ごみを排出する者から、当該連絡ごみの処分に関する手数料として、当該連絡ごみの処分に要する費用を勘案して市長が定める額を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1,240円を限度とする。

4 市長は、前項に規定する手数料の額を定めたときは、直ちにその額を告示しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより納付しなければならない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 第1項第1号に掲げる者に係る同項に規定する手数料 搬入した月分を当該月の翌月の末日まで

(2) 第1項第2号に掲げる者に係る同項に規定する手数料 その都度

(3) 第2項に規定する手数料 家庭系廃棄物を排出する前まで

(4) 第3項に規定する手数料 連絡ごみを排出する前まで

6 連絡ごみを排出しようとする者は、当該連絡ごみに規則で定める書類を貼付して排出しなければならない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

7 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、当該一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付することができる。

(平26条例11・平27条例37・平31条例22・令6条例21・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第32条 市長は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

(許可申請等手数料)

第33条 法に規定する許可申請等の手数料(以下「許可申請等手数料」という。)の金額は、別表第2のとおりとする。

2 許可申請等手数料は、申請の際納付しなければならない。

3 既納の許可申請等手数料は、還付しない。

(令6条例21・一部改正)

(第8章 雄則)

(技術管理者の資格)

第34条 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項(同令を改正する命令のうち同項に規定する部分を含む。)に定める資格とする。

(報告の収取等)

第35条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、事業者その他の市長が必要があると認める者に対し、廃棄物の適正処理に関し、必要な報告を求める又は指示をすることができる。

(立入検査等)

第36条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、事業者その他の市長が必要があると認める者の土地、建物、車両その他の場所に立ち入り、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に關し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(浜松市行政手続条例の適用除外)

第37条 第17条第1項の規定による命令については、浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号)第3章及び第4章の2の規定は、適用しない。

(平27条例28・一部改正)

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(第9章 罰則)

第39条 第17条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

て同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条、第16条及び第17条、第35条及び第36条（これらの規定中第16条及び第17条に係る部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年1月1日前に法第6条第4項の規定により公表された一般廃棄物処理計画は、改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定により告示された一般廃棄物処理計画とみなす。

- 3 平成26年1月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおける新条例第16条第1項の規定の適用については、同項中「第31条第5項本文」とあるのは、「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成25年浜松市条例第5・8号）による改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年浜松市条例第4・4号）第8条第5項」とする。

- 4 施行日前に改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりされている処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成26年2月25日浜松市条例第11号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第65条の規定による改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第31条第1項の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物（同項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処分に係る手数料について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日浜松市条例第28号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日浜松市条例第37号）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日浜松市条例第23号）

- この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日浜松市条例第18号）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 16 第65条の規定による改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「新廃棄物条例」という。）第31条第1項の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物（同項に規定する一般廃棄物をいう。）の処分に係る手数料について適用する。
- （浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 16 第65条の規定による改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「新廃棄物条例」という。）第31条第1項の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物（同項に規定する一般廃棄物をいう。）の処分に係る手数料について適用する。

一般廃棄物（同項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処分に関する手数料については、なお従前の例による。

- 17 新廃棄物条例第31条第2項の規定は、施行日以後に収集され、又は搬入される連絡ごみ（新廃棄物条例第2条第9号に規定する連絡ごみをいう。以下同じ。）の処理に関する手数料について適用し、施行日前に収集され、又は搬入された連絡ごみの処理に関する手数料については、なお従前の例による。ただし、施行日前に交付された第65条の規定による改正前の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第31条第5項に規定する規則で定める書類が貼付され、平成32年9月30日までの間に収集され、又は搬入される連絡ごみの処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日浜松市条例第21号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

- 2 改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集され、又は搬入される家庭系廃棄物（改正後の第31条第2項に規定する家庭系廃棄物をいう。）についての処分に関する手数料について適用する。

- 3 改正後の第31条第2項の規定による微収及びこれまでに実施した手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第31条関係）

(令6条例21・追加)		区分	金額
市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）であって、容量が45リットル相当のもの1枚につき		45	円
指定袋であって、容量が30リットル相当のもの1枚につき		30	円
指定袋であって、容量が20リットル相当のもの1枚につき		20	円
指定袋であって、容量が10リットル相当のもの1枚につき		10	円

別表第2（第33条関係）

(平30条例18・一部改正、令6条例21・旧別表・一部改正)		金額(1件当たり)
一般廃棄物収集運搬業許可の申請	許可申請等の区分	10,000円
一般廃棄物処理業許可の申請	一般廃棄物処理業許可更新の申請	10,000円
一般廃棄物処理業許可更新の申請	一般廃棄物処理業許可の申請	10,000円
一般廃棄物収集運搬業事務範囲変更許可の申請	一般廃棄物収集運搬業事務範囲変更許可の申請	10,000円
一般廃棄物処理業事務範囲変更許可の申請	一般廃棄物処理業事務範囲変更許可の申請	10,000円

一般廃棄物処理施設設置許可の申請		130,000	73,000
(1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの		110,000	
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設に係るもの		20,000	
一般廃棄物処理施設の定期検査の申請			
(1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの		120,000	
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設に係るもの		100,000	
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設適合認定の申請		33,000	
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設適合認定更新の申請		20,000	
一般廃棄物処理施設認可又は借受けの許可の申請		73,000	
一般廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請		73,000	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請		147,000	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更の申請		134,000	
産業廃棄物収集運搬業許可の申請		81,000	
産業廃棄物収集運搬業許可更新の申請		73,000	
産業廃棄物処分業許可の申請		100,000	
産業廃棄物処分業許可更新の申請		94,000	
産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可の申請		71,000	
産業廃棄物処分業事業範囲変更許可の申請		92,000	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の申請		81,000	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新の申請		74,000	
特別管理産業廃棄物処分業許可の申請		100,000	
特別管理産業廃棄物処分業許可更新の申請		95,000	
特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可の申請		72,000	
特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可の申請		95,000	
産業廃棄物処理施設設置許可の申請			
(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの		140,000	
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設に係るもの		120,000	
産業廃棄物処理施設の定期検査の申請		20,000	
産業廃棄物処理施設変更許可の申請			
(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの		130,000	
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設に係るもの		110,000	
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設適合認定の申請		33,000	
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設適合認定更新の申請		20,000	

2 規則

○浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則

平成25年9月26日
浜松市規則第65号
改正 平成29年3月24日浜松市規則第27号
平成30年3月23日浜松市規則第17号
平成31年3月15日浜松市規則第17号
令和元年9月18日浜松市規則第22号
令和3年2月26日浜松市規則第2号
令和3年12月23日浜松市規則第63号
令和6年2月27日浜松市規則第4号
浜松市廃棄物の處理及清掃に関する規則(平成4年浜松市規則第64号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 条例の施行に関する事項
第1節 廃棄物の適正処理(第3条—第7条)
第2節 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理(第8条—第11条)
第3節 生活環境影響調査結果の総覧等の手続(第12条・第13条)
第4節 手数料等(第14条—第17条)
第5節 雜則(第18条)
第3章 法の施行に関する事項(第19条—第51条)
第4章 雜則(第52条・第53条)
附則
第1章 総則
(趣旨)
第1条 この規則は、廃棄物の處理及清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例(平成25年浜松市条例第58号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。
- (定義)
第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。
- 第2章 条例の施行に関する事項
第1節 廃棄物の適正処理
- 平成25年9月26日
浜松市規則第65号
改正 平成29年3月24日浜松市規則第27号
平成30年3月23日浜松市規則第17号
平成31年3月15日浜松市規則第17号
令和元年9月18日浜松市規則第22号
令和3年2月26日浜松市規則第2号
令和3年12月23日浜松市規則第63号
令和6年2月27日浜松市規則第4号
浜松市廃棄物の處理及清掃に関する規則(平成4年浜松市規則第64号)の全部を改正する。
- (1) 最も長い邊、直徑等がおおむね60センチメートル以上の家庭系廃棄物のうち処理に特別の取扱いを要するもの
- (2) 前号に定めるもののほか、堅固な材料、金属線等を使用している家庭系廃棄物その他の処理に特別の取扱いを要する家庭系廃棄物
- 2 市長は、前項に規定する家庭系廃棄物を定めたときは、直ちにこれを告示する。
- (一般廃棄物の搬入の承認の申請)
- 第4条 条例第15条の承認を受けようとする者は、搬入の都度、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 一般廃棄物の排出場所
- (4) 一般廃棄物の発生原因
- (5) 一般廃棄物の種類
- (6) 搬入作業に従事する者の氏名
(ごみ集積所の位置を示す図面の総覧)
- 第5条 条例第16条第3項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。
- (1) 浜松市役所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- 2 条例第16条第3項の総覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 図面を総覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 図面を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 3 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者に対し、総覧を停止し、又は禁止することができる。
- (公表)
- 第6条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(連絡ごみ)

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める家庭系廃棄物は、次に掲げる家庭系廃棄物として市長が定めるものとする。

- (1) 最も長い邊、直徑等がおおむね60センチメートル以上の家庭系廃棄物のうち処理に特別の取扱いを要するもの
- (2) 前号に定めるもののほか、堅固な材料、金属線等を使用している家庭系廃棄物その他の処理に特別の取扱いを要する家庭系廃棄物
- 2 市長は、前項に規定する家庭系廃棄物を定めたときは、直ちにこれを告示する。
- (一般廃棄物の搬入の承認の申請)
- 第4条 条例第15条の承認を受けようとする者は、搬入の都度、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 一般廃棄物の排出場所
- (4) 一般廃棄物の発生原因
- (5) 一般廃棄物の種類
- (6) 搬入作業に従事する者の氏名
(ごみ集積所の位置を示す図面の総覧)
- 第5条 条例第16条第3項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。
- (1) 浜松市役所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- 2 条例第16条第3項の総覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 図面を総覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 図面を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 3 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者に対し、総覧を停止し、又は禁止することができる。
- (公表)
- 第6条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 違反の日時、場所及び内容
- (3) 命令の内容
- (4) 公表の対象となる者が弁明をしたときは、その弁明の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 条例第1・8条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 違反者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所の所在地）
- (2) 違反の日時、場所及び内容
- (3) 違反行為に用いられた車両の自動車登録番号又は車両番号
- (4) 命令の内容
- (5) 公表の対象となる者が弁明をしたときは、その弁明の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 3 前2項の規定による公表は、浜松市公式告示条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。
- （事業系一般廃棄物の受入基準）
- 第7条 条例第20条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本市の区域外で生じた廃棄物を搬入しないこと（大規模な災害その他の特別な理由により市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。
- (2) 処理することが困難な形状、寸法又は材質の廃棄物を搬入しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準
- (令6規則4・一部改正)
- 第2節 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理
- （事業用大規模建築物）
- 第8条 条例第21条第1項に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。
- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- （減量・資源化・適正処理計画書）
- 第9条 大規模建築物所有事業者（その年の4月1日において事業用大規模建築物を所有し、又は管理する者に限る。）は、条例第21条第1項前段の規定により、次に掲げる事項を記載した減量・資源化・適正処理計画書を作成し、毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 大規模建築物所有事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び

- 主たる事務所の所在地
- (2) 事業用大規模建築物の名称及び所在地
- (3) 事業系一般廃棄物管理責任者（変更後の事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び連絡先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 事業系一般廃棄物管理責任者は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者のうちから選任しなければならない。

(公表)

第11条 第6条第3項の規定は、条例第24条第1項の規定について準用する。

第3節 生活環境影響調査結果の総覽等の手続

(生活環境影響調査結果の総覽)

- 第12条 第5条第2項及び第3項の規定は、条例第27条第1項の総覽について準用する。この場合において、第5条第2項第1号及び第2号中「図面」とあるのは、「報告書等」と読み替えるものとする。
- 2 第5条第2項及び第3項の規定は、条例第30条の2第1項の総覽について準用する。この場合において、第5条第2項第1号及び第2号中「図面」とあるのは、「受託者報告書等」と読み替えるものとする。

(平29規則27・一部改正)

(意見書の記載事項)

- 第13条 条例第28条第1項及び第30条の3第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(平29規則27・一部改正)

(一般廃棄物手数料等)

(一般廃棄物手数料の納付時期の特例)

- 第14条 条例第31条第1項に規定する手数料について、同条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が納付する場合とする。この場合において、当該国又は地方公共団体は、搬入した月分を当該月の翌月の末日までに納付しなければならない。
- (浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証等)

- 第15条 条例第31条第5項本文に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 指定納付受託者による納付の場合 収集日及び受付番号を記載した書類
- (2) 前号以外の場合 領取日付印が押印された浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証（第1号様式）
- 2 前項に規定する書類は、当該連絡ごみの見やすい場所に貼付しなければならない。
- 3 条例第31条第5項ただし書に規定する規則で定める場合は、条例第32条の規定により条例第31条第2項に規定する手数料を減免された者が連絡ごみを排出しようとする場合とする。

(令3規則2・令3規則63・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の還付)

- 第16条 条例第31条第2項に規定する手数料について、同条第6項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該手数料を納付した者が連絡ごみに貼付していない浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証を所持しているときとする。
- (1) 当該手数料を納付した者が本市の区外に転出する場合
- (2) 本市の区外に在住する者が当該手数料を納付した場合
- (3) 事業者が当該手数料を納付した場合
- (4) 当該手数料を納付した者の責めに帰することができないと市長が認める事由により、当該手数料を誤って納付した場合

- 2 条例第31条第6項ただし書の規定による還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連絡ごみに貼付していない浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証、領収書その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 還付を受けようとする額
- (4) 申請の理由

- (一般廃棄物処理手数料の减免)
- 第17条 条例第32項に規定する規則で定める場合は次に掲げる場合とし、第1号から第4号までに掲げる場合にあっては条例第31条第1項に規定する手数料を、第1号、第2号及び第5号に掲げる場合にあっては同条第2項に規定する手数料を免除する。

- (1) 天災により生じた一般廃棄物を搬入する場合
- (2) 火災により家庭から生じた一般廃棄物（居住部分から生じたものに限る。）を搬入する場合
- (3) 清掃奉仕活動により収集した一般廃棄物を自ら搬入する場合

- (4) 地域住民が自らの運営する施設において生じた一般廃棄物又は地域住民が主催する営利を目的としない行事により生じた一般廃棄物を自ら搬入する場合
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者が連絡ごみを排出する場合

- 2 条例第32条の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 一般廃棄物の排出場所
- (4) 一般廃棄物の発生原因
- (5) 一般廃棄物の種類
- (6) 申請の理由
- 第5節 雜則
- (身分証明書の様式)
- 第18条 条例第36条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第2号様式）とする。
- 第3章 法の施行に関する事項
(一般廃棄物処理業の許可の申請)
- 第19条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 事業の範囲
- (4) 事務所及び事業場の所在地及び連絡先
- (5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（一般廃棄物の最終処分場の場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）
- (6) 事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
- (7) 保管を行う場合にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
- ア 所在地
イ 面積
ウ 保管を行なう一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合にあっては、その旨を含む。）
- エ 処分等のための保管上限
- オ 省令第1条の6に規定する高さのうち最高のもの
- エ 積替えのための保管上限
- (8) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第1条の6に規定する高さのうち最高のもの
- (8) 従業員数
- (9) 1月当たりの収集運搬量
- (10) 事業開始の予定年月日
- (11) 申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者では、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所
- (12) 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所
- (13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (14) 申請者に法第7条第5項第4号ト、又又はに規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 2 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 事業の範囲
- (4) 事務所及び事業場の所在地及び連絡先
- (5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び埋立容量
- (6) 事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
- (7) 保管を行う場合にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
- ア 所在地
イ 面積
ウ 保管を行なう一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合にあっては、その旨を含む。）
- エ 処分等のための保管上限
- オ 省令第1条の6に規定する高さのうち最高のもの
- エ 積替えのための保管上限
- (8) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

- (9) 従業員数
- (10) 1月当たりの処分量
- (11) 事業開始の予定年月日
- (12) 申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所）
- (13) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所
- (14) 申請者が法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (15) 申請者が法第7条第5項第4号ト、又又はルに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
- 3 前2項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事務所及び事業場の付近の見取図
- (3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図及び構造図
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の履歴書
- (5) 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し及び履歴書
- (6) 申請者が法第7条第4号に規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
- 4 法第7条第1項又は第6項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる図書（同項第7号に掲げる書類及び市長が必要があると認める図書を除く。）の添付を要しないものとする。
- (令元規則22・一部改正)
- (一般廃棄物処理業の許可)
- 第20条 市長は、法第7条第1項又は第6項の許可をしたときは、許可証を交付する。
- (一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)
- 第21条 法第7条の2第1項の許可を受ける者は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の事業計画の概要を記載した書類その他市長が必要があると認める図書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の区分
- (5) 許可に係る事業の範囲
- (6) 変更の内容
- (7) 変更の理由
- (8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月及び処理能力（一般廃棄物の最終処分場の場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）
- (9) 変更に係る事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
- (10) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可)
- 第22条 市長は、法第7条の2第1項の許可をしたときは、許可証を交付する。
- (一般廃棄物処理業の廃止等の届出)
- 第23条 法第7条の2第3項の規定による届出は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 事業の全部又は一部を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に許可証を添えて市長に提出しなければならない。
- ア 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 届出者の連絡先
- ウ 許可の年月日及び許可番号
- エ 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の区分
- オ 一部を廃止した場合にあっては、廃止した事業の範囲
- カ 廃止の理由
- キ 廃止の年月日
- (2) 住所その他省令第2条の6第1項に規定する事項を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- ア 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 届出者の連絡先
- ウ 許可の年月日及び許可番号
- エ 変更した事項及びその内容

才 変更の理由
カ 変更の年月日

(3) 前号の届出書には、許可証及び次に掲げる図書を添えなければならない。

ア 個人の氏名又は住所を変更した場合には、変更後の住民票の写し

イ 法人の名称又は所在地を変更した場合には、変更後の法人の登記事項証明書

ウ 省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項を変更した場合には、当該変更に係る者がそ

れぞれ法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類並

びに法人にあつては、変更後の法人の登記事項証明書及び変更後の役員の履歴書

エ 省令第2条の6第1項第2号イに掲げる者を変更した場合には、その住民票の写し (当

該者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)

オ 事務所又は事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事務所又は事業場の付近の見

取図

カ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更

した場合には、変更後の施設の構造を明らかにする平面図及び構造図並びに変更後の施設

の付近の見取図

キ その他市長が必要があると認める書類

(令元規則22・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可申請)

第24条 法第8条第2項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

2 前項の申請書には、法第8条第3項及び省令第3条第5項から第7項までに規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(一般廃棄物処理施設の設置の許可)

第25条 市長は、法第8条第1項の許可をしたときは、許可証を交付する。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第26条 省令第4条の4第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先及び一般廃棄物処理施設の種類を記載しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第27条 省令第4条の4の2の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第28条 省令第4条の17の報告書には、同条各号に掲げる事項のほか、報告者の連絡先を記

載しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

ア 一般廃棄物処理施設の変更の申請書には、同項各号に記載しなければならない。

イ その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

ウ 前項の申請書には、法第9条第2項において準用する法第8条第3項、省令第5条の3第3項並びに同条第4項において読み替えて準用される省令第3条第6項及び第7項に規定する

図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前2号に掲げるものと同様の構造を有する施設の構造を記載したときの

(一般廃棄物処理施設の変更の許可)

第30条 市長は、法第9条第1項の許可をしたときは、許可証を交付する。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第31条 省令第5条の4の2第1項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連

絡先を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、省令第5条の4の2第2項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第32条 省令第5条の5第1項の届出書には、同項各号に記載したときの

記載しなければならない。

(一般廃棄物の最終処分場の状況等の報告)

第33条 省令第5条の5第1項の届出書には、同項各号に記載したときの

記載しなければならない。

(一般廃棄物の最終処分場の状況等の報告)

第34条 省令第5条の5第1項の届出書には、同項各号に記載したときの

記載しなければならない。

(一般廃棄物の最終処分場の状況等の報告)

第35条 省令第5条の5第1項の届出書には、同項各号に記載したときの

記載しなければならない。

を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、省令第5条の5第2項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第33条 省令第5条の5の2第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

(日設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第34条 省令第5条の5の4において準用する省令第5条の2第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第35条 省令第5条の5の5第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第5条の5第2項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

第36条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、認定証を交付する。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第37条 省令第5条の5の10第1項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、省令第5条の5の10第2項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(認定熱回収施設における熱回収に関する報告)

第38条 省令第5条の5の11第1項の報告書には、同項各号に掲げる事項のほか、報告者の連絡先を記載しなければならない。

2 前項の報告書には、省令第5条の5の11第2項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第38条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他の市長が必要があると認める事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載した書類及び省令第5条の10の4第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(平2.9規則2.7・追加)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)
第38条の3 省令第5条の10の10において読み替えて準用する省令第5条の8第1項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他の市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、省令第5条の10において読み替えて準用する省令第5条の8第2項(第3号を除く。)に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(平2.9規則2.7・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)
第39条 省令第5条の11第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第5条の11第2項並びに同条第3項において読み替えて準用される省令第3条第6項及び第7項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(一般廃棄物処理施設に係る合併等の許可の申請)

第40条 省令第5条の12第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第41条 省令第6条第1項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、省令第6条第2項及び同条第3項において読み替えて準用される省令第3条第7項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般産業廃棄物処理施設の特例設置に係る届出)

第42条 省令第12条の7の1第2項の届出書には、同条第1項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置に係る一般産業廃棄物に係る一般産業廃棄物処理施設の特例設置に係る届出の変更等の届出)

第43条 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 届出者の連絡先
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 法第15条の2の5第1項の規定による届出の年月日
- (5) 変更又は廃止の内容
- (6) 変更又は廃止の理由
- (7) 変更又は廃止の年月日

2 前項の届出書には、省令第12条の7の17第4項の受理書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(平29規則27・一部改正)

(廃棄物の再生利用業者の指定の申請)

第44条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 申請者の連絡先
- (3) 事務所及び事業場の所在地及び連絡先
- (4) 再生品の名称
- (5) 従業員数
- (6) 事業の範囲
- (7) 再生利用のための廃棄物が排出される事業所に関する次に掲げる事項
ア 名称及び所在地
イ 廃棄物の種類、搬入先及び1月当たりの取扱量
- (8) 再生利用のための収集又は運搬を業として行う場合にあっては、それらの用に供する施設に関する次に掲げる事項
ア 運搬施設の種別、形状、積載能力、台数及び自動車登録番号又は車両番号
イ 運搬容器の種類、容量及び個数
ウ 車両の所在地及び面積
- (9) 再生利用のための処分を業として行う場合にあっては、その用に供する施設に関する次に

掲げる事項

ア 名称及び設置場所

イ 处理する廃棄物の種類、処理方式及び1月当たりの処理能力

ウ 保管施設の設置場所、面積、保管容量、保管する廃棄物の種類及び保管方法

エ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、

当該許可の年月日及び許可番号

(10) 収集若しくは運搬又は処分のうち、自ら行わない業務がある場合にあっては、当該業務

に関する次に掲げる事項
ア 業務の内容
イ 受託者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ウ 取り扱う廃棄物の種類

(11) 事業開始の予定年月日

(12) 申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所 (法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所)

(13) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所
(14) 申請者が法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

(15) 申請者に法第7条第5項第4号ト、又はルに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 再生利用の事業計画の概要を記載した書類

(2) 事務所及び事業場の付近の見取図

(3) 再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(4) 再生利用の事業の用に供する施設に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し並びに申請者がその土地の所有権を有しない場合には、その土地を使用する権原を有することを証する書類

(5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の履歴書
(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
(7) 申請者が法第7条第4号からルまでに該当しない旨を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(令元規則2・2・一部改正)

(廃棄物の再生利用業者の指定)

第45条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、指定証を交付する。

2 市長は、2年を超えない範囲内において前項の指定の有効期間を設けることができる。

(廃棄物再生利用業者の指定の有効期間の延長の申請)

第46条 再生利用業者の指定を受けた者（以下「再生利用指定業者」という。）がその指定の

有効期間の延長を申請しようとするときは、当該有効期間が満了する前に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申請者の連絡先

2 第4条第2項及び前条の規定は、前項の申請について準用する。

(廃棄物再生利用業者の業務廃止等の届出)

第47条 再生利用指定業者は、その指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の連絡先

(3) 指定の年月日及び指定番号

(4) 指定に係る事業の範囲

(5) 一部を廃止した場合にあっては、廃止した事業の範囲

(6) 廃止の理由

(7) 廃止の年月日

2 再生利用指定業者は、その指定を受けた事業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに当該変更に係る第4条第2項各号に掲げる図書を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 事務所又は事業場の所在地又は連絡先

(3) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(4) 収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者

(5) 法第7条第5項第4号に規定する法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）

(6) 役員

(7) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上
の額に相当する出資をしている者

(8) 法第7条第5項第4号ト、又はルに規定する使用人

3 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の連絡先

(3) 指定の年月日及び指定番号

(4) 変更した事項及びその内容

(5) 変更の理由

(6) 変更の年月日

(7) 変更に係る事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号

(令元規則2・2・一部改正)

(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧の請求)

第48条 法第19条の1第3項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 請求者の連絡先

(3) 埋立処分を終了した最終処分場の所在地

(4) 請求の理由

(5) 請求者（平30規則1・7・一部改正）

(許可証等の再交付)

第49条 法第7条第1項若しくは第6項、第8条第1項、第9条の2の4第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項、第15条第1項若しくは第15条の3第1項の許可若しくは認定を受けた者又は再生利用指定業者（以下「許可証等」という。）は、許可証、認定証又は指定証（以下「許可証等」という。）を亡失し、又は損傷したときは、次に掲げる事項を記載した申請書により、その再交付を市長に申請することができる。この場合において、損傷を理由とするときは、当該損傷した許可証等を添えなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申請者の連絡先

(3) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(4) 収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者

(5) 法第7条第5項第4号に規定する法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）

(6) 役員

(3) 許可、認定又は指定の年月日及び番号

(4) 許可証等の種類

(5) 申請の理由

(許可証等の返納)

第50条 一般廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 事業の全部又は一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設若しくは熱回収施設を廃止したとき。

(2) 許可若しくは認定又は再生利用業者の指定を取り消されたとき。

(3) 許可証等の再交付を受けた後に亡失した許可証等を発見したとき。

2 前項の規定による返納は、次に掲げる事項を記載した返納書に当該許可書等を添えて行わなければならない。

(1) 返納者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 返納者の連絡先

(3) 許可、認定又は指定の年月日及び番号

(4) 許可証等の種類

(5) 返納の理由

(身分証の携帯)

第51条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び再生利用指定業者は、従業員を業務に従事させるとときは、その身分を証する書類を携帯させなければならない。

第4章 雜則

(様式)

第52条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(細目)

第53条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第18条並びに第2号様式の規定は同年1月1日から、第9条第1項第4号の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりされている告示、手続その他の行為は、それぞれ改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成29年3月24日浜松市規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日浜松市規則第17号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月18日浜松市規則第22号）

この規則は、令和元年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日浜松市規則第2号）

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年1月18日浜松市規則第63号）

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和2年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月27日浜松市規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

（様式）

第52条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

（細目）

第53条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第18条並びに第2号様式の規定は同年1月1日から、第9条第1項第4号の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりされている告示、手続その他の行為は、それぞれ改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成29年3月24日浜松市規則第27号）

第1号様式（第15条関係）

浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証	
No. <input type="text"/>	
貼付用シール	
	
金額	310 円
収集日記入欄	受付番号記入欄
<input type="text"/> 領取日付印	

第2号様式（第18条関係）

身分証明書	第号
所属	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/>
上記の者は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第36条第1項に規定する立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。	
年	月
日	<input type="text"/>
浜松市長	
<input type="text"/> 印	

注 大きさは、縦6センチメートル、横8センチメートルとする。

第1号様式（第15条関係）

(平31規則117・一部改正)

第2号様式（第18条関係）

令和7年度版清掃事業概要(令和6年度実績)

編集・発行 浜松市環境部一般廃棄物対策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号

TEL 053-453-6229 fax 050-3737-2282

発行年月 令和8年2月



©浜松市

出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん